

資料編

1 高畠町防災まちづくり条例

平成 12 年 3 月 23 日
条 例 第 38 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 基本方針（第 3 条—第 5 条）
- 第 3 章 防災会議（第 6 条—第 11 条）
- 第 4 章 災害対策本部（第 12 条—第 15 条）
- 第 5 章 防災に係る施策（第 16 条・第 17 条）
- 第 6 章 補則（第 18 条・第 19 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、[災害対策基本法](#)（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災体制の整備を図り、もって町民の安全と福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、[基本法第 2 条](#)の例による。

第 2 章 基本方針

（基本方針）

第 3 条 災害から町民の生命、身体及び財産を守ることは、町の最も重要な責務であることを認識し、町は、本町の社会経済に調和した安全、快適で豊かな町づくりを目標とし、町が行う施策を防災に配慮するとともに、行政と町民が連携かつ協力して、安全な町づくりと防災活動を推進することを基本とする。

（町長の責務）

第 4 条 町長は、前条の基本方針に基づき、地域防災計画を策定し、本町の特性に応じた防災対策を推進するよう努めなければならない。

（町民の責務）

第 5 条 町民は、町長が定める地域防災計画に基づき、常時自らが防災のための備えをするとともに、自主的な地域防災ができるよう相互に協力し、防災のまちづくりに努めなければならない。

第 3 章 防災会議

（防災会議の設置）

第 6 条 [基本法第 16 条第 1 項](#)の規定に基づき、高畠町防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。

(事務)

第7条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画の策定及びその実施に関すること。
- (2) [水防法（昭和24年法律第193号）第25条](#)に定める水防計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 災害が発生した場合における、当該災害の情報の収集に関すること。
- (4) 防災に係る情報の収集に関すること。
- (5) その他法令に基づきその権限に属することとされる事務

(組織)

第8条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てるものとし、会議を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 山形県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 山形県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 本町の副町長
 - (5) 本町の教育長
 - (6) 本町の消防長及び消防団長
 - (7) 本町の病院事業の管理者及び公立高島病院長
 - (8) 本町の職員で町長が指名する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 5 前項第1号、第2号、第3号及び第7号の委員の定数は、それぞれ2人、3人、1人及び4人とする。

(会議)

第9条 防災会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 防災会議の議事その他会議の運営に関し必要事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(専門委員の設置)

第10条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、山形県の職員、本町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に係る調査が終了したときは、解任されるもの

とする。

(幹事の設置)

第 11 条 防災会議に幹事を置き、町職員のうちから町長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、防災に関する事務を処理する。

第 4 章 災害対策本部

(災害対策本部の設置)

第 12 条 [基本法第 23 条第 1 項](#)の規定に基づき、高畠町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置することができる。

(組織)

第 13 条 災害対策本部に災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員を置く。

2 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

3 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第 14 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 15 条 [基本法第 23 条第 5 項](#)の規定に基づき、現地災害対策本部を設置することができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

第 5 章 防災に係る施策

(防災支援事業)

第 16 条 町長は、この条例の基本方針に基づき、次に掲げる事業を実施する。

(1) 防災施設の整備に関すること。

(2) 防災訓練の実施に関すること。

(3) 自主防災組織の指導、育成に関すること。

(啓発事業)

第 17 条 町長は、町民の防災意識の高揚を図るとともに防災諸施策の周知を図るため、啓発を行うよう努めるものとする。

第 6 章 補則

(庶務)

第 18 条 防災会議及び災害対策本部の事務は、総務課で処理する。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(高畠町防災条例の廃止)

2 高畠町防災条例（昭和 59 年 12 月条例第 31 号）は、廃止する。

附 則（平成 17 年 6 月 24 日条例第 17 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 21 年 3 月 24 日条例第 8 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 高島町防災会議運営規程

昭和 48 年 6 月 25 日
防災会議告示第 1 号

改正 昭和 63 年 10 月 26 日防災会議告示第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、高島町防災条例（昭和 59 年 12 月条例第 31 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、高島町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務を代行すべき委員)

第 2 条 条例第 7 条第 4 項に規定する会長の職務を代行すべき委員は、助役の職にある委員とする。

(専決)

第 3 条 緊急を要するとき、その他やむを得ない理由により、会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、その旨を次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(会議)

第 4 条 防災会議は、毎年 1 回以上開催するものとする。

(説明聴取)

第 5 条 会長は必要と認めるときは、防災会議に専門委員、その他適当と認める者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第 6 条 防災会議は、必要に応じ事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第 7 条 防災会議の状況の概要を記録し、これを保存しなければならない。

(公表の方法)

第 8 条 高島町地域防災計画を作成し、または、修正した場合のその要旨の公表、その他防災会議が行う公表は、[高島町公告式条例（昭和 45 年 3 月条例第 1 号）第 2 条第 2 項](#)に規定する掲示場に掲示して行う。

附 則

この規程は、昭和 48 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 10 月 26 日防災会議告示第 1 号）

この規程は、昭和 63 年 10 月 26 日から施行する。

3 高畠町防災会議委員

機関名	職名	機関住所	区分	任命適用条例
農林水産省東北農政局山形農政事務所地域第三課	課長	南陽市三間通 4 6 2 - 2	指定地方 行政機関	第 1 号
国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所南陽出張所	所長	南陽市三間通 1 4		
置賜総合支庁	総務企画 部長 建設部長	米沢市金池 7 - 1 - 5 0	知事部局 職員	第 2 号
置賜保健所	所長			
南陽警察署	署長	南陽市柵塚 1 6 1 8	県警察官	第 3 号
高畠町	副町長	高畠町大字高 畠 4 3 6	副町長	第 4 号
高畠町	教育長	高畠町大字高 畠 4 3 6	教育長	第 5 号
高畠町	消防長	高畠町大字高 畠 5 2 8	消防長	第 6 号
	消防団長		消防団長	
高畠町	病院事業 管理者	高畠町大字高 畠 3 8 6	病院事業 管理者	第 7 号
	病院長		病院長	
高畠町	総務課長	高畠町大字高 畠 4 3 6	町職員	第 8 号
東日本電信電話株式会社 山形支店設備部	設備戦略 担当課長	山形市薬師町 2 - 1 8 - 1	指定公共 機関等	第 9 号
東北電力株式会社 米沢営業所	所長	米沢市門東町 3 - 2 - 4 0		
山交バス株式会社 米沢営業所	所長	米沢市駅前 2 - 2 - 5 8		
米沢平野土地改良区	理事長	米沢市金池五 丁目 9 番 5 号		
J A 山形おきたま農業協 同組合高畠支店	代表支店 長	高畠町大字高 畠 3 9 8		
高畠郵便局	局長	高畠町大字高 畠 4 2 0 - 1		

4 高島町災害対策本部運営規程

昭和 43 年 12 月 1 日
訓 令 第 11 号

改正 昭和 45 年 3 月 30 日訓令第 4 号 昭和 47 年 6 月 10 日訓令第 2 号
昭和 48 年 4 月 2 日訓令第 2 号 昭和 49 年 6 月 7 日訓令第 2 号
昭和 55 年 9 月 1 日訓令第 1 号 昭和 57 年 6 月 25 日訓令第 2 号
昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 4 号 平成 2 年 4 月 1 日訓令第 3 号
平成 22 年 4 月 1 日訓令第 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、高島町防災まちづくり条例（昭和 12 年 3 月 23 日条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、高島町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の設置及び閉鎖)

第 2 条 本部は、町長が「災害対策本部設置基準」に基づき必要と認めたときに設置する。

2 本部は、本部長が災害の危険が解消したと認めたとき、又は応急対策が完了したと認めたときに閉鎖する。

(本部の任務)

第 3 条 本部において取り扱う事項は、次の通りとする。

- (1) 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (3) 水防、消防その他緊急措置に関すること。
- (4) 災害救助その他民生安定に関すること。
- (5) 災害時の衛生対策に関すること。
- (6) 災害時の応急の教育に関すること。
- (7) 災害時の輸送対策に関すること。
- (8) 災害応急復旧に関すること。
- (9) その他災害応急対策に関すること。

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、副町長をもつて充てる。

(本部員)

第5条 本部員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 高畠町病院事業の設置等に関する条例（昭和42年3月条例第29号）に定める病院事業管理者
- (2) 公立高畠病院組織規程（平成21年4月病院事業管理規程第9号）に定める病院長及び事務長
- (3) 高畠町行政組織規則（昭和47年規則第7号）に定める課長及び主幹
- (4) 教育委員会教育長及び高畠町教育委員会事務局組織規則（昭和49年教委規則第1号）に定める課長及び主幹
- (5) 高畠町水道企業職員の職の設置に関する規程（昭和43年水道規程第5号）に定める課長
- (6) 高畠町消防本部の組織等に関する規則（昭和44年5月規則第13号）に定める消防長
- (7) 高畠町消防署組織規程（平成元年3月消防本部訓令第1号）に定める署長
- (8) 高畠町消防団長
- (9) 高畠町農業委員会規程（昭和35年農委訓第1号）に定める局長
- (10) 高畠町議会事務局設置条例（昭和33年条例第11号）に定める局長
- (11) 高畠町監査委員事務局規程（平成11年3月監査訓令第2号）に定める局長

(本部員会議)

第6条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもつて構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進をはかる。

(部)

第7条 条例第14条の規定により次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 救助部
- (3) 衛生部
- (4) 産業部
- (5) 建設部
- (6) 教育部
- (7) 消防部

2 部の部長、副本部長及び班長並びに組織編成は別に定める。

3 各部各班の事務分掌は、別表のとおり定める。

(本部連絡員室)

第8条 本部に本部連絡員室(以下「連絡員室」という。)を置き、室長に総務課長、副室長に企画財政課長をもつて充てる。

2 連絡員室に連絡員(以下「連絡員」という。)を置く。

3 連絡員は、各部長が指名する職員があたる。

4 連絡員、本部員会議決定事項の連絡又は、各種の情報収集等の事務を担当する。

(調査班の編成及び任務)

第9条 本部長が必要と認める場合、調査班を設け、被災地又は災害が予想される地域に派遣する。

2 調査班は、班長以下若干名をもつて編成し、副本部長が直接指揮する。

3 調査班は、被害の情報を本部に通報するとともに、急を要する場合はその対策について適切な措置を講ずるものとする。

4 班長及び班員は、本部長がそのつど指名した職員をもつてあてる。

(職員の配備)

第10条 災害が発生し又は、災害が発生するおそれがある場合の職員の配備は、次の3段階に区分し、それぞれの基準は別に定める。

(1) 第1配備

(2) 第2配備

(3) 第3配備

(支部)

第11条 災害対策の円滑な実施を図るため、各地区公民館に支部を置く。

(支部の任務)

第12条 支部は、次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 地区内における災害情報の収集、伝達及び本部への報告に関すること。

(2) 地区内における被害状況の調査、災害救助等に関すること。

(3) 地区内における関係機関との連絡調整に関すること。

(支部長)

第13条 支部に支部長を置く。

2 支部長は、町長が指名した者が充たる。

3 支部長は、本部長の命を受け支部を統轄し、総務部に所属する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 3 月 30 日訓令第 4 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 6 月 10 日訓令第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 4 月 2 日訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 6 月 7 日訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 9 月 1 日訓令第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 6 月 25 日訓令第 2 号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 4 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 1 日訓令第 3 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

参考

高畠町災害対策本部活動要項

（目的）

第 1 条 この要項は、高畠町災害対策本部運営規程第 14 条の規定に基づき、高畠町災害対策本部（以下「本部」という。）の活動について必要な事項を定めることを目的とする。

（配備の基準、編成計画等）

第 2 条 本部は、被害を最少限に防止するため、迅速かつ強力な配備体制を整えるものとする。

2 配備の種別、内容等の基準については、別に「配備に関する一般的基準」のとおりとする。

3 各部長は、前項の一般的基準に基づき、所管の各班ごとに配備編成計画をたてて、これを班員に徹底しておかなければならない。

(第1 配備下の活動)

第3条 第1 配備下における活動の要点は、次のとおりとする。

- (1) 総務部長は、気象情報、通報等を収集し、本部長に報告するとともに必要に応じ各部及び支部に連絡しなければならない。
- (2) 建設部長は、雨量、水位、流量などに関する情報を収集し、異状な状況については、本部長に報告しなければならない。
- (3) 各部長は、必要に応じ関係部、班との相互に情報を交換し、客観情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討、実施するものとする。

(第2 配備下の活動)

第4条 第2 配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は、所管業務に情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (2) 総務部長は、各部長との相互の連絡を密にし、緊急措置については本部長に報告するものとする。
- (3) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - (ア) 災害の現況について、職員に周知させ所要の人員を配備につかせる。
 - (イ) 物資、資器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配備する。
 - (ウ) 関係機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。
- (4) 各部長は、配備の方法及び所要人員等については、第2 配備から第3 配備に切りかえられるよう体制を整備しておくものとする。

(第3 配備下の活動)

第5条 第3 配備が指令されたときは、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(配備の開始又は解除)

第6条 各部、班、支部における配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(配備解除後の措置)

第7条 各部、班、支部は配備体制の解除後においても、災害応急対策実施事項について本部長に報告するものとする。

(本部員会議)

第8条 本部長は必要に応じて本部員会議を招集する。

- 2 本部員は、それぞれの所管事項に関し、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 3 本部員は、必要により班長その他所要職員をともなつて会議に出席することができる。

4 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務部長にその旨を申し出ることができる。

5 本部長は、必要と認めるとき支部長及び各関係協力機関を会議に出席させることができる。

(動員)

第9条 職員の動員は、各部長及び指定された職員以外は各支部に所属する。

2 前項の動員は、総務部において作成する「動員計画」に基づくものとする。

(支部)

第10条 支部長は、支部の任務遂行のため、調査係を置くことができる。

2 支部長は、地区内における災害情報、被害状況をとりまとめ本部に報告するものとする。

(被害状況の取扱い)

第11条 本部連絡室長は、各部長からの被害状況報告があつた場合、報告を検討の上、とりまとめて本部長に報告するとともに、本部員会議に提出しなければならない。

(協力機関との連絡)

第12条 各部長は、災害対策に関し各関係協力機関の協力を必要とする場合は、総務部長を通じ、本部長に連絡するものとする。

2 本部長が関係協力機関の協力要請を決定したときは、総務部長は直ちに関係協力機関に対し協力要請の手続きをとるものとする。

(記録)

第13条 各部長、支部長は、各種指示事項及び報告等の発収並びに伝達等に当つては、軽易な事項を除き記録し、保存しなければならない。

(標識)

第14条 本部長をはじめ災害対策活動に従事する職員は、法令において別段の定めがある場合のほか、災害時において別図の規格による腕章を帯用するものとする。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、本部の活動に関する細部の事項については本部長が必要に応じて指示するものとする。

高畠町災害対策本部設置基準

高畠町内に災害が発生し、または災害の発生のおそれのある場合で、町長が必要と認めたときは、高畠町防災会議の意見をきいて、高畠町災害対策本部を設置するものであるが、[高畠町防災会議運営規程第3条](#)の専決処分の規定により、次の基準に達したときに設置する。

- 1 高島町を含む地域に[気象業務法](#)(昭和 27 年法律第 165 号)に基づく暴風雨、大雨、洪水警報が発表されたとき
 - 2 高島町を含む地域に大規模な地震、火災、爆発その他人為的災害が発生し、その必要が認められたとき。
 - 3 [災害救助法](#)による救助を適用する災害が発生したとき
 - 4 高島町を含む地域に[気象業務法](#)に基づく風雨、大雨、洪水注意報が発表され、その必要が認められたとき
 - 5 災害が発生するおそれがある場合で、町長が町行政上特に応急対策等の措置を必要と認めたとき
- (注) 災害の規模、程度により本部を設置にいたらない場合は、平常時の組織をもつて対処する。

別表 (第 7 条関係)

高島町災害対策本部各部、班等の事務分掌		
部	班	分掌事務
総務	総務	1 関係機関との連絡調整に関すること
		2 国県に対する陳情、要望に関すること
		3 災害時における職員の動員計画の作成及び実施に関すること
		4 職員の非常招集に関すること
		5 自衛隊の派遣要請に関すること
		6 県災害対策本部との連絡に関すること
		7 諸団体の協力要請に関すること
		8 災害関係の経理に関すること
		9 本部員会議に関すること
		10 その他各部 (班) に属さない庶務に関すること
情報連絡		1 気象情報の収集に属すること
		2 災害情報の収集及び連絡に関すること
		3 指揮命令の伝達及び各部、班、支部との連絡に関すること
		4 本部連絡員室に関すること
		5 被害状況等県災害対策本部へ報告に関すること
輸送管理		1 自動車の運行に関すること

		2 所要燃料の供給確保に関する事
		3 応急物資及び資材の輸送に関する事
		4 その他輸送力の確保計画に関する事
	会計	1 災害対策用資金の応急出納に関する事
		2 災害見舞金に関する事
		3 災害義援金の受理、出納及び保管に関する事
	企画	1 各部との総合調整に関する事
		2 災害写真の撮影、収集、記録等に関する事
		3 災害広報に関する事
	税務	1 税の減免調査に関する事
	支部	1 本部との連絡に関する事
		2 地区内における災害情報の収集、伝達及び本部への報告に関する事
		3 地区内における被害状況の調査、救助等に関する事
		4 地区内における関係機関等との連絡調整に関する事
		5 本部よりの指示事項の実施に関する事
救助	避難救助	1 避難の誘導に関する事
		2 避難所の開設及び状況調査に関する事
		3 被災者に対する援護対策に関する事
		4 応急炊出し、その他食品の供給に関する事
		5 防犯活動及び困りごと相談に関する事
		6 その他被災者の救済に関する事
		7 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事
	福祉	1 日本赤十字奉仕団への協力要請に関する事
		2 ボランティアの受入と活動に関する事
		3 被災地の生活安定に関する事
		4 その他被災における町民の福祉に関する事
	物資調達	1 救助物資、資材等の調査、斡旋に関する事
	給与	2 救助物資の受入、保管及び配布に関する事
		3 物資、資材等に関し、関係機関及び業者との連絡調整に関する事
		4 生活必需品、食料品等の調達、確保に関する事
		5 災害見舞品の受付、保管及び配布等に関する事

	給水施設	1 飲料水の補給、確保に関する事 2 水道施設の被害状況の調査に関する事 3 水道施設の応急修理及び復旧対策に関する事
衛生	医務	1 医療班の編成派遣に関する事 2 医療品その他医療資材の確保配分に関する事 3 傷病者の措置及び財産に関する事 4 災者の保健指導に関する事
	防疫	1 災害地における伝染病の予防に関する事 2 環境衛生及び食品衛生の保持に関する事 3 衛生関係施設の災害調査及び応急対策に関する事 4 災害地の防疫実施に関する事 5 その他災害地の清掃、し尿処理、昆虫駆除に関する事 6 消毒薬品の調達及び機械器具の整備に関する事
産業	農業	1 農林水産業関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害に対する金融措置に関する事 3 災者世帯の復興資材の斡旋、その他援助に関する事 4 農林課所管に関する関係機関との連絡調整に関する事
	商工	1 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事 2 商工業施設等の災害に対する金融措置に関する事 3 災者世帯の復興資材の斡旋、その他援助に関する事 4 商工観光課所管に関する関係機関との連絡調整に関する事
建設	建設	1 雨量、水位、流量等に関する情報収集及び通報に関する事 2 道路、堤防、橋梁等の災害防止及び被害調査、応急対策の資材の確保に関する事 3 幹線道路の確保に関する事 4 砂防、地すべり、なだれ防止の対策及び応急復旧に関する事 5 住宅その他建築施設等の被害調査に関する事 6 その他建築技術に関する事 7 応急住宅復旧に関する事

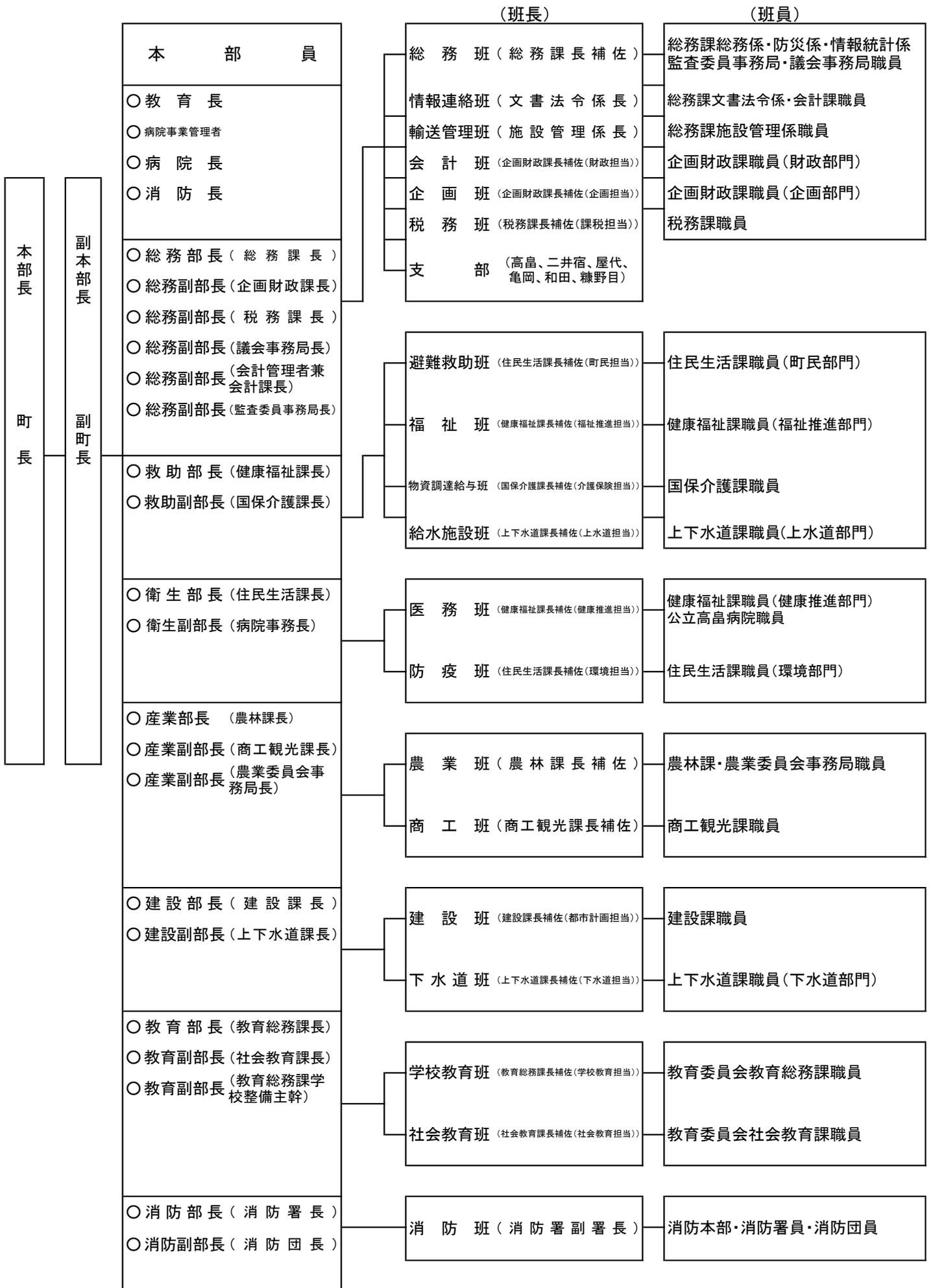
	下水道	1 下水道施設の被害調査及び報告に関すること 2 下水道施設の災害応急対策及び排水対策に関すること 3 部内各班の応援に関すること
教育	学校教育	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 災害における教職員の動員計画及び非常招集に関する こと 3 生徒、児童の避難計画、実施及び保護に関すること 4 学校教育施設の避難所に貸与の斡旋、協力に関すること 5 小中学校の応急教育に関すること
	社会教育	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 文化財等の被害調査に関すること 3 社会教育施設の避難所に貸与の斡旋、協力に関すること
消防	消防	1 水、火災その他の災害の予防に関すること 2 水、火災その他の災害の通報に関すること 3 分団の指揮連絡に関すること 4 被害状況の調査に関すること 5 消防情報その他気象情報等の収集伝達に関すること 6 災害の警戒防禦及びその他訓練に関すること 7 消防団の現場活動に関すること 8 本部と内部連絡調整に関すること

高島町災害対策本部の配備に関する一般的基準

種別	配備内容	配備時期
第一配備（警戒配備）	情報連絡活動のため、総務救助、産業、建設の各部の少数の人員で割り、さらに高度の配備体制に円滑に移行できる体制	1 次の1以上の注意報が町の地域を含む地域に発表され、町長が必要と認めたとき (1) 大雨注意報 (2) 風雨注意報 (3) 洪水注意報
		2 その他町長が指令したとき
		3 災害対策本部を設置しないときで町長の指令により配備につくときは、警戒配備とする。

第二配備	上記の部以外関係各部の所要人員をもつて当る (別記「動員計画」による) また、	1 次の1以上の警報が町を含む地域に発表され、本部長が必要と認めるとき
	第3配備体制に切り替えられる体制をつくる。	(1) 大雨警報
		(2) 暴風雨警報
		(3) 洪水警報
		2 その他本部長が指令したとき
第三配備	所要の人員の全員をもつて当たる	1 町内の全域にわたって被害が発生し、被害甚大と予想され、本部長が当該配備体制を指令したとき
		2 町内に重大な災害が発生したとき

高島町災害対策本部組織編成表(職員配備)



5 高島町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 57 年 12 月 27 日
条 例 第 21 号

改正 昭和 62 年 3 月 27 日条例第 5 号 平成 3 年 12 月 26 日条例第 27 号

高島町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年 6 月条例第 32 号）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、[災害弔慰金の支給等に関する法律](#)（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、[法第 3 条第 2 項](#)の遺族の範囲としその順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

- ロ 子
- ハ 父母
- ニ 孫
- ホ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

一部改正〔平成3年条例27号〕

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については[法第4条](#)の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に[法別表](#)に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

一部改正〔平成3年条例27号〕

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により[法第10条第1項](#)各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について[法第10条第1項](#)に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円

ニ 住居の全体が滅失（全壊、全焼及び流失の全てを含む。）した場合 350万円

（3） 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

一部改正〔昭和62年条例5号・平成3年27号〕

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、[法第13条第1項](#)、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

一部改正〔昭和62年条例5号〕

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月26日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

6 土石流危険溪流箇所表

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地(字)	流域面積(k㎡)	保全人家戸数	その他保全対象 公共施設等
1	03-001	最上川	吉野川	宝沢	時沢	1.12	53	妙法院 時沢公民館 時沢小学校
2	03-002	最上川	屋代川	切岸沢	上宿	0.34	7	一般国道 113号:350m
3	03-003	最上川	蛭沢川	神達沢	入蛭沢	0.53	7	入蛭沢公民館
4	03-006	最上川	上有無川	大平沢	新田	0.29	5	
5	03-007	最上川	和田川	亀岡沢	亀岡	0.19	36	亀岡公民館 観行寺 西来院
6	03-008	最上川	屋代川	高安沢1	高安	0.13	14	高安公民館 林照院
7	03-009	最上川	和田川	南沢	原	0.53	19	原窪公民館
8	03-010	最上川	稲子川	北和田沢	北和田	0.03	7	万徳院 高房神社
9	03-014	最上川	千石川	千石沢	元和田	0.90	16	鼠持公民館
10	03-015	最上川	屋代川	大笹生沢	大笹生	0.32	35	大笹生公民館 慈眼院
11	03-016	最上川	吉野川	小時沢沢	小時沢	0.11	5	
12	03-023	最上川	屋代川	高安沢2	高安	0.32	3	清松院
13	03-024	最上川	和田川	塩森沢	塩森	0.66	27	塩森公民館 金蔵寺
14	03-033	最上川	屋代川	畑中沢	畑中	0.13	10	一般県道 檜下高島線:220m
15	03-034	最上川	屋代川	大沢	弁天前	0.26	27	弁財天前公民館 一般国道113号:520m
16	03-043	最上川	稲子川	金沢沢	金沢	1.08	1	上和田地区 農産物加工施設
17	03-005	最上川	蛭沢川	蛭沢沢1	蛭沢	0.16	4	
18	03-011	最上川	土会川	向沢	上小倉	0.08	4	
19	03-012	最上川	土会川	兎坂沢1	兎坂	0.27	1	
20	03-013	最上川	奈良坂川	奈良坂沢3	奈良坂	0.23	4	
21	03-017	最上川	蛭沢川	入蛭沢沢	入蛭沢	0.21	3	
22	03-018	最上川	蛭沢川	蛭沢沢3	蛭沢	0.19	1	
23	03-019	最上川	屋代川	中里沢	中里	0.80	3	一般県道 檜下高島線:100m
24	03-021	最上川	上有無川	金原新田沢	新田	0.13	3	
25	03-022	最上川	奈良坂川	奈良坂沢4	奈良坂	0.29	2	
26	03-027	最上川	土会川	兎坂沢2	兎坂	0.08	1	
27	03-028	最上川	小黒川	鷺口沢1	鷺口	0.09	1	
28	03-032	最上川	蛭沢川	蛭沢沢2	蛭沢	0.14	2	
29	03-035	最上川	屋代川	弁天前沢	弁天前	0.14	2	一般国道113号:400m
30	03-046	最上川	土会川	上小倉沢1	上小倉	0.56	1	
31	03-029	最上川	蛭沢川	蛭沢沢4	大立	0.07		
32	03-030	最上川	蛭沢川	蛭沢沢5	大立	0.45		
33	03-031	最上川	蛭沢川	蛭沢沢6	大立	0.13		
34	03-036	最上川	上有無川	金原新田沢1	新田	0.10		
35	03-037	最上川	上有無川	金原新田沢2	新田	0.08		
36	03-038	最上川	上有無川	金原新田沢3	新田	0.12		
37	03-039	最上川	上有無川	金原沢	新田	0.15		
38	03-040	最上川	下有無川	九龍作沢	金原	0.22		
39	03-041	最上川	奈良坂川	奈良坂沢5	奈良坂	0.63		
40	03-042	最上川	奈良坂川	奈良坂沢6	奈良坂	0.07		
41	03-044	最上川	土会川	上和田沢1~4	鷺口	0.77		
42	03-045	最上川	土会川	上和田沢5	鷺口	0.49		
43	03-047	最上川	土会川	上小倉沢2	上小倉	0.07		

7 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所名	大字	小字	延長 (m)	勾配 (°)	高さ (m)	保全対象 人家戸数	公共的建物 及び施設数	公共施設及び延長(m)		
1	日向	竹森		385	39	20	12	公民館	1	市町村道	383
2	大笹生	竹森	大笹生山	280	33	20	15			市町村道	180
3	細越	竹森	細越	234	33	20	10	公民館	1	市町村道	5
4	羽山	高島	羽山	170	37	70	10			高速道路・国道	170
										市町村道	242
5	飯森	塩森	飯森	272	33	40	9			都道府県道	222
										その他の道路	66
6	蛭沢	安久津	蛭沢	208	38	40	7			市町村道	8
7	上宿	二井宿	南宿	116	35	50	5			高速道路・国道	20
										その他の道路	100
8	清水山	二井宿	清水山	128	31	40	4			市町村道	80
9	金原	金原	熊の前	177	35	70	4				
10	鼠持	元和田	鼠持	138	33	80	3			市町村道	170
11	大笹生	竹森	大笹生山	206	30	50	4	公民館	1	市町村道	167
12	見柳	元和田	見柳	195	30	20	3			市町村道	160
										その他の道路	20
13	竹森山	竹森	竹森山	263	38	40	4			都道府県道	80
										市町村道	307
14	下宿	二井宿	大畑	165	30	80	2			市町村道	40
										河川	145
15	日渡前	泉岡	日渡前	85	31	30	2			市町村道	20
										その他の道路	57
16	渡内	亀岡	渡内	100	30	40	4			都道府県道	8
17	入蛭沢	安久津	入蛭沢	80	31	30	4	公民館	1	都道府県道	15
18	駄子町	安久津	駄子町	90	30	25	1			都道府県道	90
										その他の道路	10
19	畑中	二井宿	畑中	98	31	75	3			その他の道路	80
20	弁天前	二井宿	大畑	70	31	30	3			市町村道	40
										河川	56
21	石伝	亀岡	亀岡	80	38	15	2			都道府県道	20
										市町村道	130
22	塩森	塩森	塩森	86	30	20	4				
23	南佐沢	佐沢	南佐沢	103	31	15	1				

8 地すべり危険箇所

箇所番号	危険箇所名	水系名	幹川名	溪流名	所在地	面積 (ha)	保全人 家 戸 数	保全公共施設 (施設：箇所 道路：m 耕地：ha)	
6	南宿	最上川支川	屋代川	切岸川	大字二井宿字上宿	26.0	76	国道	400.0
								県道市町村道	400.0
								耕地	3.0
7	南大畑	最上川支川	屋代川	大沢川	大字二井宿	16.0	35	官公署	1.0
								国道	1,050.0
								耕地	4.8

9 雪崩危険箇所調査表

雪崩危険箇所（I）

箇所番号	危険箇所名	大字名	平均傾斜度		最急傾斜度		雪崩危険斜面内の標高差	雪崩危険区域内の標高差	雪崩危険斜面の上限点の標高	身通し角	雪崩危険斜面面積	過去の全層雪崩回数	過去の表層雪崩回数	気象観測所番号	既往最大積雪深	人家戸数
			(°)	(°)	(m)	(m)										
4301	時沢	大字時沢	20	20	35	35	255	19	4,700	0	0	16	182	—		
4302	野手倉	大字竹森	29	40	230	275	500	23	358,500	0	0	16	182	24		
4303	日向	大字竹森	33	40	30	35	250	24	22,550	0	0	16	182	13		
4304	大笹生	大字竹森	27	37	80	80	300	23	70,100	0	0	16	182	16		
4305	竹森山	大字竹森	35	43	55	55	270	27	10,560	0	0	16	182	13		
4306	羽山	大字高畠	30	38	80	80	310	28	22,820	0	0	16	182	17		
4307	塔の前	大字安久津	37	37	125	125	365	36	28,980	0	0	16	182	6		
4308	清水山	大字安久津	26	46	100	105	350	25	18,400	0	0	16	182	8		
4309	蛭沢1	大字安久津	30	35	70	70	320	29	13,600	0	0	75	192	7		
4310	蛭沢2	大字二井宿	30	36	100	110	400	26	25,070	0	0	75	192	8		
4311	畑中1	大字二井宿	30	39	150	150	450	28	51,850	0	0	75	192	26		
4312	畑中2	大字二井宿	33	40	150	150	450	31	37,260	0	0	75	192	12		
4313	筋	大字二井宿	32	32	60	65	410	20	9,440	0	0	75	192	14		
4314	上宿	大字二井宿	35	35	90	90	390	34	12,640	0	0	75	192	22		
4315	下宿	大字二井宿	39	44	70	70	350	31	30,626	0	0	75	192	11		
4316	北作	大字金原	32	35	90	105	440	30	126,000	0	0	75	192	5		
4317	熊の前	大字金原	41	45	70	95	370	39	33,920	0	0	75	192	14		
4318	中反	大字金原	29	34	98	98	358	22	50,500	0	0	16	182	6		
4319	明神山	大字泉岡	30	30	12	12	235	28	2,750	0	0	16	182	6		
4320	日渡前	大字泉岡	24	36	65	70	290	23	16,300	0	0	16	182	7		
4321	前田	大字塩森	32	32	50	50	280	28	31,020	0	0	16	182	19		
4322	飯森	大字塩森	37	37	60	60	280	35	37,370	0	0	16	182	15		
4323	渡内	大字亀岡	27	30	70	70	290	26	12,560	0	0	16	182	10		
4324	千歳前	大字亀岡	33	40	65	70	290	25	31,200	0	0	16	182	14		
4325	文殊町	大字亀岡	32	37	100	118	340	28	100,980	0	0	16	182	41		
4326	鼠持	大字元和田	33	43	90	100	350	28	21,450	0	0	16	182	15		
4327	北和田	大字元和田	27	32	70	95	350	21	33,880	0	0	16	182	5		
4328	佐沢口	大字元和田	35	35	60	60	260	27	14,490	0	0	16	182	5		
4329	浅森	大字元和田	30	30	45	45	318	24	17,100	0	0	16	182	8		
4330	根岸	大字根岸	32	37	80	80	300	30	35,421	0	0	16	182	12		
4331	大笹生	大字竹森	29	29	60	60	280	28	26,620	0	0	16	182	29		

雪崩危険箇所（Ⅱ）

箇所番号	危険箇所名	大字名	平均傾斜度		最急傾斜度		雪崩危険斜面内の標高差 (m)	雪崩危険区域内の標高差 (m)	雪崩危険斜面の上限点の標高 (m)	身通し角 (°)	雪崩危険斜面面積 (㎡)	過去の全層雪崩回数	過去の表層雪崩回数	気象観測所番号	既往最大積雪深 (cm)	人家戸数
			(°)	(°)	(°)	(°)										
4332	館ヶ崎	大字元和田	35	35	50	60	330	23	14,182	0	0	75	192	4		
4333	弁天前	大字二井宿	33	42	60	60	330	24	15,331	0	0	75	192	2		
4334	安久津	大字安久津	30	40	70	70	330	22	18,476	0	0	75	192	2		
4335	駄子町	大字二井宿	29	29	25	30	280	28	3,756	0	0	16	182	1		
4336	山崎	大字二井宿	26	51	150	150	470	25	47,510	0	0	75	192	4		
4337	上台	大字二井宿	26	39	100	100	420	20	45,850	0	0	75	192	4		
4338	宮下	大字二井宿	30	50	140	150	450	25	34,631	0	0	75	192	1		
4339	下宿2	大字二井宿	33	49	70	75	350	23	31,070	0	0	75	192	2		
4340	金原2	大字金原	30	30	45	45	370	25	7,317	0	0	75	192	1		
4341	金原	大字金原	35	35	60	65	370	22	22,551	0	0	75	192	2		
4342	玉竜院	大字金原	22	45	50	65	320	25	12,686	0	0	75	192	1		
4343	金原1	大字金原	33	33	60	60	320	25	9,007	0	0	16	182	1		
4344	金原4	大字金原	42	42	70	70	340	28	17,458	0	0	16	182	3		
4345	金原5	大字金原	31	31	70	70	360	29	20,382	0	0	16	182	1		
4346	泉岡	大字泉岡	36	36	40	50	270	26	7,697	0	0	16	182	1		
4347	上和田	大字上和田	31	37	40	40	340	23	8,487	0	0	16	182	1		
4348	下小倉	大字上和田	32	38	70	80	370	23	30,046	0	0	4	260	1		

●雪崩危険箇所（Ⅰ）

雪崩危険区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても重要な公共建物等がある場合を含む）ある箇所。

●雪崩危険箇所（Ⅱ）

雪崩危険区域内に人家が1～4戸ある箇所。

10 高 畠 町 水 防 計 画 (案)

水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号「以下法という」）第4条の規定に基づき、山形県知事から指定された指定水防管理団体たる高畠町が、法32条の規定により、洪水に際し水害を警戒し、防禦し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防上必要な監視、警戒、通信、水防活動、資材整備等について実施の大綱を定めるものである。

1 水防事務の処理

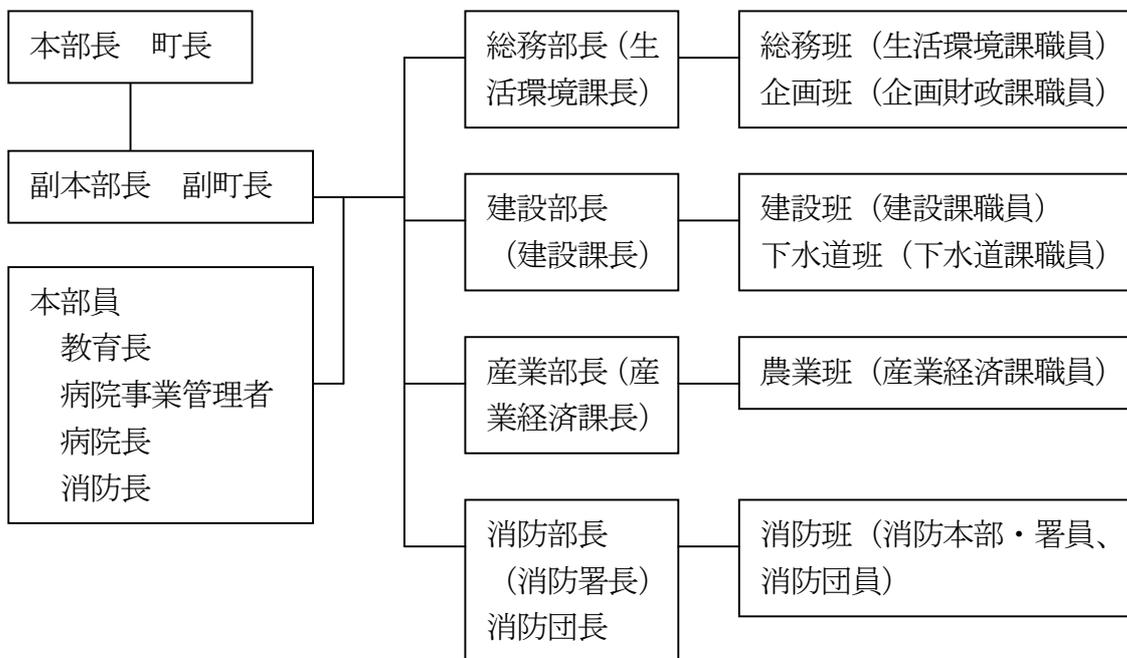
洪水に際し水害を警戒し、防禦及びこれによる被害を軽減するため、法第16条による水防警報を受けたときから、洪水による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

2 水防本部の設置及び組織事務分担表

(1) 水防本部

- ① 水防管理者（町長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたとときからその危険が除去されるまでの間、高畠町に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- ② 水防本部の事務局は生活環境課に置き、水防本部の組織は次のとおりとする。

(2) 本部組織



(3) 水防事務分掌

本部各班の事務分掌は次のとおりとする。

総務部

班名	分掌事務
総務班 (班長：生活環境課長補佐 (町民安全担当))	1 気象通報及び警報受理 2 水害情報の通報連絡 3 水防作業状況の通報連絡 4 その他特命事項
企画班 (班長：企画財政課長補佐 (企画担当))	1 被害の実態調査撮影記録 2 水防作業状況の撮影記録 3 その他特命事項

建設部

班名	分掌事務
建設班 (班長：建設課長補佐(道 路・用地担当))	1 雨量、河川の水位並びに流量の調査・情報収集 2 水防資材の調達輸送 3 公共土木施設等の被害調査・応急対策 4 その他特命事項
下水道班 (班長：上下水道課長補佐 (下水道部門))	1 下水道施設の被害調査・応急対策 2 下水道施設の排水対策 3 その他特命事項

産業部

班名	分掌事務
農業班 (班長：産業経済課長補佐 (農林担当))	1 農地及び農業用施設の被害調査・応急対策 2 農産物及び畜産の被害調査 3 その他特命事項

消防部

班名	分掌事務
消防班 (班長：消防署副署長)	1 水防工法の指導及び訓練 2 水防隊に対する連絡 3 備蓄資材の点検整備 4 その他特命事項

3 水防本部の係員の非常招集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

4 水防巡視等

(1) 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の消防団長に対し、その通報を通知し、必要団員を各河川及び水門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が資料10-1表の通報水位または警戒水位等に達した旨の通報があったときは、直ちに消防団長に通知するとともに、次項で定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を召集し、警戒、水防活動等にあたらせるものとする。

(2) 水防信号は、山形県水防信号規則（山形県規則第80号）により次のとおりとする。

信号の種別	信号の事由	警鐘の信号	サイレンの信号
第1信号	警戒水位に達したとき	○休止○休止	5秒-15秒 5秒-15秒 ○-休止 ○-休止
第2信号	水防団員・消防機関の出動すべきとき	○-○-○ ○-○-○	5秒-6秒 5秒-6秒 ○-休止 ○-休止
第3信号	全町民が出動すべきとき	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 10秒-5秒 ○-休止 ○-休止
第4信号	居住者の避難を要するとき	乱打	1分-5秒 1分-5秒 ○-休止 ○-休止

- 備考 1. 信号は適宜の時間継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

5. 水防施設

(1) 水防倉庫

河川名	所在地	坪数	設置年度	備考
屋代川	高島町大字高島436番地	12.5	S54	

(2) 水防備蓄資材

水防に係る備蓄資材数量は、資料10-2表のとおりである。

(3) 水防資材の調達

水防資材確保のため、水防資材取扱業者とあらかじめ契約しておくものとする。

なお、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該区域の業者等により調達し、その旨を水防本部に報告するものとする。

6. 水防活動等

(1) 水防隊の編成並びに任務分担

- ① 水防作業を行うため、町に水防隊を置く。
- ② 水防隊は、高畠町消防署並びに高畠町消防団をもって組織する。
- ③ 水防隊の組織及び指揮系統は、消防組織と同一とする。
- ④ 水防隊の各分団は、巡視、連絡、資材協力、作業の各班に編成し、その任務は次のとおりとする。

班	分 担 任 務	備 考
巡 視 班	河川の巡視並びに状況通報、その他特に命じられた事項	
連 絡 班	水害情報の通報連絡(本部との連絡)、その他特に命じられた事項	
資 材 班	水防資材の調達輸送、その他特に命じられた事項	
協 力 班	地区長等に対する連絡、避難等の誘導、救護、その他特に命じられた事項	
作 業 班	水防作業の実施、その他特に命じられた事項	

(2) 水防隊の活動

洪水に際し、水害を警戒し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、法第16条による水防警報等を受けたときから洪水による危険が除去されるまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

(3) 水防分団の水防受持区域を次のように定める。

河川名	区域	担当分団	河川名	区域	担当分団
砂 川	糠野目	第6分団	和田川	糠野目	第6分団
〃	亀 岡	第4分団	〃	屋 代	第3分団
〃	和 田	第5分団	〃	高 畠	第1分団
最上川	糠野目	第6分団	〃	亀 岡	第4分団
〃	亀 岡	第4分団	鬼面川	糠野目	第6分団
屋代川	屋 代	第3分団	土合川	和 田	第5分団
〃	高 畠	第1分団	小黒川	亀 岡	第4分団
〃	二井宿	第2分団	〃	和 田	第5分団

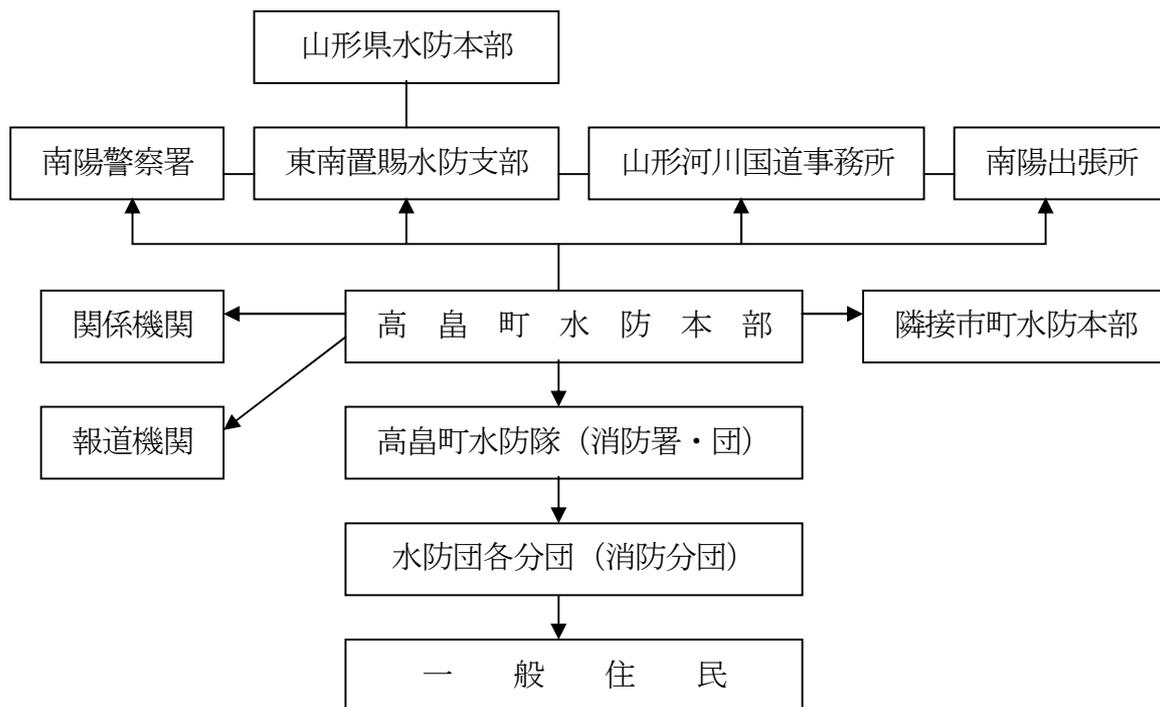
(4) 重要水防区域

高畠町内の重要水防箇所は、資料10-3のとおりとする。

(5) 水防に関する通報連絡

高畠町水防本部に警報その他の情報を受けたときは、関係機関に通報するとともに必要に応じ関係住民に対し周知するものとする。

その系統は次のとおりとする。



(6) 出 動

① 本部長は、水防警報が発せられ、または管内の河川が警戒水位に達したとき、その他必要と認めたときは、その状況に応じおおむね次の区分により水防団に出動命令を発し、警戒配置につかせるものとする。

ア 第1種出動命令

水防警報が発令され、または町内の河川が警戒水位に達したとき、その他必要と認めた場合は、その状況に応じ活動に必要な一部の水防団員を召集する場合。

イ 第2種出動命令

関係区域に所属する全部の水防団員を召集する場合。

② 出動の区域、区分、時刻及び待機等の具体的事項は、本部長がこれを指示する。

③ 担当分団長は、本部長より特に出動の命令がない場合でも、その担当区域内に水害が発生するおそれがあると認めたときは、必要な水防団員を召集して警戒にあたらせ、または待機を命じ、その他水防資材の点検準備をするなど機敏な措置をとり、その状況を本部に報告しなければならない。

(7) 応 援

① 他の水防管理者より応援の要請を受けたときは、担当区域内の水防に支障がない限りこれに応じなければならない。

② 応援のため派遣された水防団員については、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

(8) 水防作業

① 出動した水防団員は、担当水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所そ

の他重要な箇所を中心として巡回し、異常箇所を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに、状況を本部に報告しなければならない。

- ② 水防作業は、指揮者の指示に従い規律統制ある団体行動の下に資材、器材を活用し、迅速確実に行わなければならない。

(9) 水防異常等通報

- ① 本部は、次の場合直ちに所轄水防支部に報告するものとする。
 - ア 堤防等に異常を発見したとき（これに対する措置）
 - イ 水防機関が出動したとき
 - ウ 水防作業を開始したとき（これに対する状況とその措置及び概況）
- ② 水防に際し、堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準ずる事態が発生した場合、本部は直ちにその旨を河川管理者、水防支部等に通報しなければならない。

(10) 避難立退

- ① 水防に際し、居住者の避難のため立退を命じ、またはその準備を指示する場合は、所定の信号を用いるほか、口頭、その他の方法により速やかに伝達しなければならない。また、立退に際しては最も安全な経路を選び、指導者を付け誘導するものとする。
- ② 立退に際しては、次の事項についてあらかじめ調査し、これを居住者に周知させておくものとする。
 - ア 立退を要する地域の指定及び人口並びに世帯数の調査
 - イ 避難地点及び経路の明示
 - ウ 立退のための指導員の編成

(11) 援助または応援要請

本部長は、水防のため必要と認めるときは、警察官の援助を要請し、もしくは他の市町村の水防管理者に対し応援を求めるものとする。

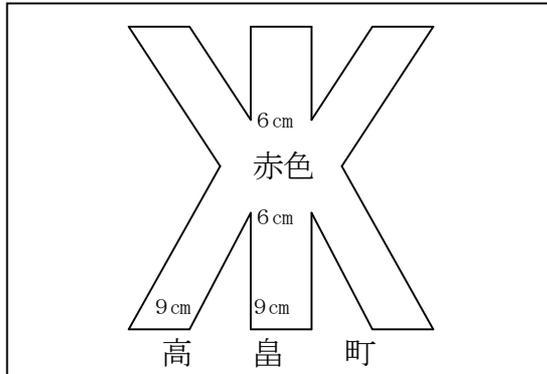
(12) 居住者の出動準備

本部長は、法第24条により関係区域内の居住者を、やむを得ない必要があるときは水防に従事させることができる。その際は招集方法、出動範囲その他必要な事項をあらかじめ周知させ、有事既往の準備を整えておくものとする。

(13) 標識（優先通行）

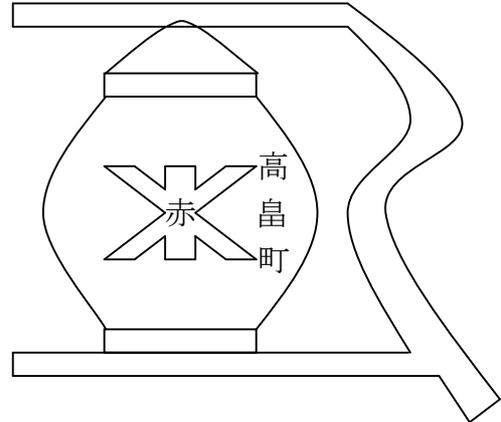
法第18条による水防用車両の優先標識は、水防法による車両の標識（昭和24年9月5日山形県告示第386号）に定める標識とする。

標旗



※縦約60cm×横約90cm

標燈



(14) 公用負担

- ① 水防のため緊急の必要があるときは、法第28条により、本部長、水防団長または消防署の長は、現場において必要な土地を一時使用し、土石等の資材を使用もしくは収用し、車輛その他の運搬用器具を使用し、工作物その他の障害物を処分することができるものとする。

この権限を行使する者は、その身分を示す証明書またはその委任を受けた者は、次の証明書を携行し必要あるときはこれを示すものとする。

公 用 負 担 命 令 権 限 証			
職	氏名		
上記の者に、高畠町の区域における水防法第28条第1項の 権限を委任したことを証する。			
年 月 日			
高畠町長		氏 名	⑩

公 用 負 担 命 令 票			
目的物	種類	員数	
上記水防資材として使用する。			
年 月 日		高畠町長	氏 名 ⑩
		取扱者 職	氏 名 ⑩
殿			

- ② 公用負担を命ずる権限を行使するときは、原則として上記のような命令票を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。
- ③ 法28条第1項により、損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償するものとする。
- ④ 公用負担を行使した場合は、その責任者より次の事項を本部に報告しなければならない。
 - ア 目的物、種類
 - イ 所有者または管理者の住所、氏名
 - ウ 行使年月日

(15) 水防解除

本部長は、水位が警戒水位以下に減じ、警戒の必要がないと認めたときは、水防を解除し、その旨を所轄水防支部及び関係機関に通報するとともに、一般に周知させるものとする。

(16) 水防経路報告

分団長は、水防が終結したときは、次の事項を水防実施箇所毎にまとめて本部に報告しなければならない。

本部は、これを全部とりまとめて所轄水防支部に報告するものとする。

- ① 気象の状況
- ② 洪水増減の状況
- ③ 消防機関に属する者及び水防隊員の出動の時刻並びに人員
- ④ 堤防その他の施設等の異常の有無
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 使用資材の種類及び員数並びにその消耗分及び回収分
- ⑦ 法第28条による負担命令の種類及び員数
- ⑧ 応援の状況
- ⑨ 居住者出動の状況
- ⑩ 警察機関の援助の状況
- ⑪ 現場指揮者の職氏名
- ⑫ 立退状況
- ⑬ 水防関係者の死傷
- ⑭ 殊勲者及びその功績
- ⑮ 事後の水防につき考慮する点、その他水防上の意見

(17) 水防訓練

本部長は、毎年1回以上適當時期を選び水防訓練を実施するものとする。

10-1 水位観測所

所轄	河川名	観測所名	観測場所	河口より 距離 (km)	水防団待 機水位 (m)	はん濫注 意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	はん濫危 険水位 (m)
山形河川国道 事務所	最上川	糠野目	大字糠野目	198.7	11.50	12.00	12.50	13.20
置賜総合支庁 河川砂防課	屋代川	中橋	大字高畠	5.2	2.20	2.60	2.90	3.10
置賜総合支庁 河川砂防課	砂川	入生田	大字入生田	4.5	11.90	12.70	13.10	13.50
置賜総合支庁 河川砂防課	天王川	露藤	大字露藤	1.7	2.50	3.50	3.80	4.60

10-2 水防資機材備蓄状況

資材名	倉庫名		計
	水防倉庫及び消防署	その他	
ペンチ等	0		8
鎌	6		
鋸	19		19
なた又は斧	12		3
掛矢等	10		10
スコップ	76		50
ツルハシ	7		6
縫針	8		8
小車	8		
フルコン又は麻袋等	4,430		13,200
むしろ又はシート	33		51
縄 (k g)	21		67
杉丸太	121		
木杭	184		969
竹			
鉄線 (k g)	18		400
鉄杭	400		439
塩ビ管	2		
災害用アルミボート	1		1
災害用ゴムボート	1		1
船外機	1		1
救命胴衣	8		8

10-3 重要水防区域

河川名	担当水防団名	水防区域		延長	摘要
		上流端	下流端		
最上川	第6分団	左岸 米沢市大字中田字堀立川向21番地の乙地先 右岸 米沢市大字花沢字八木橋西上3616番地先	川西町大字西大塚字山下 南陽市大字梨郷字平野	20,600	
棒川	第3分団	左岸 深沼字熊野678番地先 右岸 深沼字砂押682番地先	吉野川への合流点	1,120	昭58.4.5 告示第1007号指定
屋代川	第1分団 第2分団 第3分団	左岸 二井宿字二重坂6949番の1地先 右岸 二井宿字二重坂6955番地先	吉野川への合流点	18,200	昭42.5.25政令第75号 変更(3,700)
蛭沢川	第1分団	左岸 安久津字蛭沢263番地の9地先(の道路) 右岸 同大字同字地先	屋代川への合流点	3,500	
上有無川	第1分団	産母女沢の合流点	屋代川への合流点	2,800	
下有無川	第1分団	高畠字大沢山3693番の1地先	屋代川への合流点	4,600	
奈良坂川	第1分団	左岸 高畠字奈良坂3562番22地先 右岸 高畠字奈良坂3562番16地先	下有無川への合流	1,620	平元.5.29 告示第1135号指定
大滝川	第2分団	二井宿字宿2359番の1地先の町道橋下流端	屋代川への合流点	900	昭55.4.5 告示第822号指定
和田川	第4分団 第5分団 第6分団	元和田元北和田字堂場東110番の1地先の県道	夏茂元津久茂字都雲参60番地先の国道橋下流端	7,000	昭43.4.8政令第64号変更 昭52.4.18告示第797号 号変更(△6,600)
和田川	第6分団	夏茂元津久茂字都雲参60番地先の国道橋下流端	最上川への合流点	2,400	昭48.4.12 告示第871号指定
鬼面川 (小樽川を含む)	第6分団	不洞沢の合流点	左岸上平柳字下在家1937番の14地先 右岸同字北五百野1954番の9地先	32,358	
鬼面川 (小樽川を含む)	第6分団	左岸 上平柳字下在家1937番の14地先 右岸 同字北五百野1954番の9地先	最上川への合流点	578	昭40.3.29 告示第901号指定
函川	第3分団 第6分団	一本柳字平方991番の7地先の町道橋下流端	和田川への合流点	1,300	昭54.4.4 告示第789号指定
砂川	第4分団 第5分団 第6分団	左岸 上和田上組地内相沢橋(相の沢の合流点) 右岸 上和田上組地内相沢橋(相の沢の合流点)	最上川への合流点	9,700	和田川の延長との調整 (5,400)
稲子川	第5分団	左岸 上和田上組字稲子原2713番地先 右岸 上和田上組字稲子原2716番地先	和田川への合流点 (砂川への合流点)	2,400	
小黒川	第5分団	上和田上組字小黒川585番地先	天王川への合流点	8,300	
土会川	第5分団	左岸 上和田字海上2011番地先 右岸 上和田字海上2010番地先	天王川への合流点	6,000	
				計	9,400
				計	32,936

1 1 気象予報、警報の種類及び発表基準

台風、その他異常気象等について、その状況や経過を具体的に、より速く、一般に通知するため発表するものである。

1 注意報

異常気象等によって災害が起こると予想される場合に発表される。

種 類	発 表 基 準
強風注意報 (雪を伴う 場合は風雪 注意報)	強風によって被害が予想される場合。 具体的には、 平均風速が 1 2 m/s 以上 ただし、狩川：東風は 1 5 m/s 以上、東風以外は 1 2 m/s 以上 飛島：南西～北西風は 1 7 m/s 以上、南西～北西風以外 は 1 5 m/s 以上になると予想される場合。
大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合。 具体的には、 1 時間雨量 上山市・高畠町の平地、 村山市、中山町 3 0 mm 以上 その他の地域 4 0 mm 以上 3 時間雨量 米沢市の平地 5 0 mm 以上 庄内町の平地 6 0 mm 以上 天童市・白鷹町の平地、最上町 7 0 mm 以上 のいずれかになると予想される場合。
大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。 具体的には、 1 2 時間の降雪の深さ 東南村山・庄内北部・庄内南部の平地 1 5 c m 以上 (狩川・楡引) 2 0 c m 以上 北村山・西村山・東南置賜・最上の平地 2 0 c m 以上 東南村山の山沿い・西置賜の平地 2 5 c m 以上 北村山・西村山・置賜・庄内・最上の山沿い 3 0 c m 以上 (肘折) 3 5 c m 以上 のいずれかになると予想される場合。

雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼす恐れがあると予想される場合。 具体的には、 濃霧によって、視程が陸上100m以下、海上500m以下になると予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には、 1) 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下 2) 実効湿度が70%以下で平均風速が10m/s以上 ただし、降雨雪の場合を除く。 のいずれかになると予想される場合。
雪崩注意報	雪崩によって被害があると予想される場合。 具体的には、 1) 山沿いで24時間降雪の深さが30cm以上、肘折の積雪が100cm以上 2) 山形の日平均気温が5℃以上、肘折の積雪が180cm以上 3) 山形の日最高気温が5℃以上、肘折の積雪が300cm以上 4) 日降水量が30mm以上、肘折の積雪が100cm以上（12月のみ） のいずれかになると予想される場合。
着雪(氷) 注意報	着雪(氷)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。 具体的には 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高くなると予想される場合。
霜注意報	早霜(注)、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には、 早霜(注)、晩霜期に最低気温が概ね2℃以下になると予想される場合。 (注)：農作物の生育を考慮し実施する。
低温注意報	(夏期) 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には、 最高・最低又は平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日続くと予想される場合。

	<p>(冬期) 低温のため水道管凍結等大きな被害の起こる恐れがあると予想される場合。</p> <p>具体的には、</p> <p>1) 最低気温が-7°C以下又は-4°C以下で平均風速が5 m/s以上のとき</p> <p>2) 日平均気温が-3°C以下の日が数日続くとき</p> <p>のいずれかになると予想される場合。</p>																		
融雪注意報	融雪によって浸水等の被害が予想される場合。																		
高潮注意報	<p>台風等による海面の異常上昇によって被害が予想される場合。</p> <p>具体的には、</p> <p>酒田・鼠ヶ関の潮位が東京湾平均海面 (TP) 上1.0 m以上になると予想される場合。</p>																		
波浪注意報	<p>風浪・うねり等によって被害が予想される場合。</p> <p>具体的には、</p> <p>庄内の有義波高が3 m以上になると予想される場合。</p>																		
洪水注意報	<p>洪水によって被害が予想される場合。</p> <p>具体的には、</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1 時間雨量</td> <td style="padding-left: 20px;">上山市・高島町の平地、</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">村山市、中山町</td> <td style="text-align: right;">30 mm 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">その他の地域</td> <td style="text-align: right;">40 mm 以上</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3 時間雨量</td> <td style="padding-left: 20px;">米沢市の平地</td> <td style="text-align: right;">50 mm 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">庄内町の平地</td> <td style="text-align: right;">60 mm 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">天童市・白鷹町の平地、最上町</td> <td style="text-align: right;">70 mm 以上</td> </tr> </table> <p>のいずれかになると予想される場合。</p>	1 時間雨量	上山市・高島町の平地、			村山市、中山町	30 mm 以上		その他の地域	40 mm 以上	3 時間雨量	米沢市の平地	50 mm 以上		庄内町の平地	60 mm 以上		天童市・白鷹町の平地、最上町	70 mm 以上
1 時間雨量	上山市・高島町の平地、																		
	村山市、中山町	30 mm 以上																	
	その他の地域	40 mm 以上																	
3 時間雨量	米沢市の平地	50 mm 以上																	
	庄内町の平地	60 mm 以上																	
	天童市・白鷹町の平地、最上町	70 mm 以上																	

2 警報

異常気象等によって重大な災害が起こる恐れがある場合に発表される。

種 類	発 表 基 準																					
暴風警報(雪を伴う場合は暴風雪警報)	<p>暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には、 平均風速が18 m/s 以上 ただし、狩川：東風は20 m/s 以上、東風以外は18 m/s 以上 飛島：南西～北西風は25 m/s 以上、南西～北西風以外は20 m/s 以上になると予想される場合。</p>																					
大雨警報	<p>大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には、</p> <table> <tr> <td>1 時間雨量</td> <td>村山市・高島町の平地</td> <td>50 mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の地域（最上町を除く）</td> <td>60 mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上山市・寒河江市・米沢市・南陽市・高島町の平地以外、大江町</td> <td>70 mm以上</td> </tr> <tr> <td>3 時間雨量</td> <td>米沢市の平地</td> <td>70 mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>庄内町の平地</td> <td>80 mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>天童市の平地、最上町</td> <td>100 mm 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>白鷹町の平地</td> <td>110 mm 以上</td> </tr> </table> <p>のいずれかになると予想される場合。</p>	1 時間雨量	村山市・高島町の平地	50 mm以上		その他の地域（最上町を除く）	60 mm以上		上山市・寒河江市・米沢市・南陽市・高島町の平地以外、大江町	70 mm以上	3 時間雨量	米沢市の平地	70 mm以上		庄内町の平地	80 mm以上		天童市の平地、最上町	100 mm 以上		白鷹町の平地	110 mm 以上
1 時間雨量	村山市・高島町の平地	50 mm以上																				
	その他の地域（最上町を除く）	60 mm以上																				
	上山市・寒河江市・米沢市・南陽市・高島町の平地以外、大江町	70 mm以上																				
3 時間雨量	米沢市の平地	70 mm以上																				
	庄内町の平地	80 mm以上																				
	天童市の平地、最上町	100 mm 以上																				
	白鷹町の平地	110 mm 以上																				
大雪警報	<p>大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には、</p> <table> <tr> <td>1 2 時間の降雪の深さ</td> <td>東南村山・庄内の平地</td> <td>30 cm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(狩川・楡引)</td> <td>35 cm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北村山・西村山・東南置賜・最上の平地</td> <td>35 cm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東南村山の山沿い、西置賜の平地</td> <td>40 cm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北村山・西村山・置賜・庄内・最上の山沿い</td> <td>45 cm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(肘折)</td> <td>55 cm以上</td> </tr> </table> <p>のいずれかになると予想される場合。</p>	1 2 時間の降雪の深さ	東南村山・庄内の平地	30 cm以上		(狩川・楡引)	35 cm以上		北村山・西村山・東南置賜・最上の平地	35 cm以上		東南村山の山沿い、西置賜の平地	40 cm以上		北村山・西村山・置賜・庄内・最上の山沿い	45 cm以上		(肘折)	55 cm以上			
1 2 時間の降雪の深さ	東南村山・庄内の平地	30 cm以上																				
	(狩川・楡引)	35 cm以上																				
	北村山・西村山・東南置賜・最上の平地	35 cm以上																				
	東南村山の山沿い、西置賜の平地	40 cm以上																				
	北村山・西村山・置賜・庄内・最上の山沿い	45 cm以上																				
	(肘折)	55 cm以上																				
高潮警報	<p>台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には、 潮位が東京湾平均海面（TP）上、酒田で2.0 m、飛島で1.5 m以上になると予想される場合。</p>																					

波浪警報	<p>波浪・うねり等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。</p> <p>具体的には、 庄内の有義波高が6 m以上になると予想される場合。</p>																					
洪水警報	<p>洪水によって重大な災害の起こる恐れがあると予想される場合。</p> <p>具体的には、</p> <table data-bbox="469 555 1337 929"> <tr> <td data-bbox="469 555 651 595">1時間雨量</td> <td data-bbox="655 555 1129 595">村山市・高島町の平地</td> <td data-bbox="1134 555 1337 595">50 mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="655 602 852 642">その他の地域</td> <td data-bbox="1134 602 1337 642">60 mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="655 649 1193 689">上山市・寒河江市・米沢市・南陽市・ 高島町の平地以外、大江町</td> <td data-bbox="1134 696 1337 736">70 mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 743 651 784">3時間雨量</td> <td data-bbox="655 743 852 784">米沢市の平地</td> <td data-bbox="1134 743 1337 784">70 mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="655 790 852 831">庄内町の平地</td> <td data-bbox="1134 790 1337 831">80 mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="655 837 979 878">天童市の平地、最上町</td> <td data-bbox="1107 837 1337 878">100 mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="655 884 852 925">白鷹町の平地</td> <td data-bbox="1107 884 1337 925">110 mm以上</td> </tr> </table> <p>のいずれかになると予想される場合。</p>	1時間雨量	村山市・高島町の平地	50 mm以上		その他の地域	60 mm以上		上山市・寒河江市・米沢市・南陽市・ 高島町の平地以外、大江町	70 mm以上	3時間雨量	米沢市の平地	70 mm以上		庄内町の平地	80 mm以上		天童市の平地、最上町	100 mm以上		白鷹町の平地	110 mm以上
1時間雨量	村山市・高島町の平地	50 mm以上																				
	その他の地域	60 mm以上																				
	上山市・寒河江市・米沢市・南陽市・ 高島町の平地以外、大江町	70 mm以上																				
3時間雨量	米沢市の平地	70 mm以上																				
	庄内町の平地	80 mm以上																				
	天童市の平地、最上町	100 mm以上																				
	白鷹町の平地	110 mm以上																				

1 2 防災訓練計画及び実施機関

本町において起こり得る各種災害を想定して定期的に防災訓練を実施し、町民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練項目	実施概要	訓練機関
非常召集訓練	災害時の招集	各機関 事業所
災害対策本部設置訓練	災害に対する災害応急対策活動の中核機能としての、災害対策本部・現地对策本部を設置運営する。	町 防災関係機関
災害情報連絡訓練	災害対策を円滑かつ適切に実施するため、気象予報、警報及び被害状況の収集伝達、住民の安全対策及び被害施設復旧対策に関する情報連絡訓練を実施する。	町
災害広報訓練	災害時における住民の安全確保を図るため、広報車等により、避難誘導及び冷静適切な行動を呼びかける等、災害広報活動を実施する。	町 消防本部
被災地調査訓練	災害応急対策活動を適切に実施するため、被害状況等を調査するとともに、その結果を被害状況写真等とともに対策本部に報告する。又、本部長等がそれぞれの被災現地を実施視察する。	町 消防本部 警察
広域応援要請訓練	広域的な災害対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊に対する災害派遣要請、日赤に対する医療救護の要請、他の市町村等を行う。	町
自主防災組織等活動訓練	自主防災組織等を中心として住民による組織単位の避難対策、高齢者・障害者等災害時要援護者の避難援護活動、初期消火、応急救護活動等の住民主導の災害安全対策を実施する。	町 消防本部 消防団 自主防災組織 住民

地域ぐるみ訓練	避難（援護）活動訓練	土砂災害等による被害を防止するため地域住民を安全な避難場所に退避させる。 避難の心得、避難の仕方、避難場所の確認	町 消防団 自主防災組織 学校 事業所 住民
	災害時要援護者対策訓練	社会福祉施設入所者及び在宅寝たきり老人等災害時要援護者の災害安全対策を確保するため、自主防災組織、防災関係による避難誘導訓練を実施する。	町 消防団 自主防災組織 住民 各施設
	防災ボランティア等活動訓練	地域住民等による被災者の応急救護の訓練を実施する。	町 自主防災組織
	事業所対策訓練	各事業所において、自衛消防隊を中心とした避難誘導訓練及び初期消火訓練等を実施する。	消防本部 各事業所
防災機関関係活動訓練	消防訓練	居住地及び林地での大規模な火災に対処するため消防本部が中心となり、機動力のある消火活動及び延焼阻止活動、火災現場からの救出・救助及び救急・救護活動等を実施する。	消防本部 消防団 警察
	火災防備訓練	消防ポンプによる消火訓練	消防本部 消防団
	初期消火訓練	火災時の心構え、消火方法の訓練	一般住民
	道路等交通対策訓練	道路での事故車両、ビル・電柱の倒壊、倒木等に対応した道路警戒、緊急輸送路確保訓練を実施する。	町 警察
	交通規制訓練	災害発生時の交通指導	警察署 交通指導員会
	救出救助・救急救護訓練	火災・ビル倒壊及び車両事故等により負傷した者の救出・救助、救急・救護活動を実施する。	消防本部 消防団 警察
	生活関連施設応急復旧訓練	被害を受けた電気・ガス・水道・電話の生活関連主要施設の復旧対策を実施する。	町 NTT 東北電力(株) LPG 保安協会

防災 機 関 活 動 訓 練	電力復旧訓練	電柱の建て方、配線工事、応急用電源による送電	東北電力(株)
	上水道復旧訓練	水道施設の復旧訓練、給水訓練	町
	危険物・LPG 漏洩 処置訓練	ガス・油漏れ発生時の応急措置	LPG 保安協会 危険物安全協会
	避難所設置運営訓 練	被災した住民を救護するため、避難所を開設し、非常炊き出し、応急給食、仮設トイレの設置等の訓練を実施する。	町 NTT 東北電力(株)
	非常災害電話設置 訓練	緊急非常通信の確保、被災者特設公衆電話設置	NTT
	アマチュア無線訓 練	災害発生時の無線通信訓練	アマチュア無 線クラブ
	医療・救護所設置 訓練	医療・救護所、仮設病院設置訓練	町
	災害医療対策訓練	負傷した者に対し、応急医療救護所及び仮設病院において災害医療対策を実施する。なお、重傷者については、後方医療機関へ搬送する。	町 消防本部 医師会
	応急給水訓練	被災した住民に給水を行うため、応急給水車等により飲料水を避難所まで輸送する。	町
	緊急物資輸送対策 訓練	被害を受けた避難住民に対し、食料、毛布等の物資を緊急輸送し、避難所で配布する。	町
	広域応援輸送対策 訓練	広域防災体制の確立を期するするため、県市町村を越えた相互応援訓練を実施する。	町
	災害情報及び被害 状況報告訓練	防災活動体制の万全を図るため、防災関係機関は、災害状況等について、山形県地域防災計画により所管する事項を報告する。	町

1 3 高島町消防計画概要

1 消防計画の大綱

消防計画の大綱は次のとおりとする。

- (1) 消防力等の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災教育訓練に関すること。
- (4) 災害の予防、警戒及び防禦に関すること。
- (5) 災害時の避難、救出、救助及び救急に関すること。
- (6) その他災害対策に関すること。

2 組織計画

組織計画は、消防職団員が災害に対処するための組織に関する事項とする。

3 消防力等の整備計画

この計画は、消防施設及び人員の現状を把握し施設の整備拡充と人員の確保を図る計画とする。

4 調査計画

調査計画は、災害に対して的確な防災活動ができるよう各種調査を実施し、災害発生に備える計画とする。

5 教育訓練計画

教育訓練計画は、人的消防の向上を図るため消防職員及び消防団員に対して、教育訓練を実施する計画とする。

6 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止し被害を最小限度に阻止するための計画とする。

7 警報発令、伝達計画

異常気象時における火災警報発令、解除についての伝達及び周知に関する計画とする。

8 情報計画

情報計画は、災害が発生する危険が生じたとき又は災害が発生したとき、その状況を収集し、関係機関に報告通報する計画とする。

9 火災警防計画

この計画は、火災発生及びその他の災害に対処し、これを警戒し鎮圧するために必要な事項を定める計画とする。

10 風水害等の警防計画

風水害等の災害に対処し、これを警戒し、防禦するために必要な事項を定める計画とする。

11 避難計画

住民の生命身体を災害から保護するため、避難に関する計画とする。

12 応援協力計画

山形県広域消防相互応援協定及び関係機関等の応援協力に関する計画とする。

1 4 災害救助法適用基準

1 基準の内容

災害救助法による救助は、町内に同一原因による災害の被害が一定程度以上になった場合適用される。

- (1) 市町村を単位とする
- (2) 同一原因による災害
- (3) 一定数以上の住家の滅失
- (4) 被災者が現に救助を必要とする状態にある

2 高畠町の適用基準

- (1) 住家の滅失した世帯数が50以上のとき
- (2) 県内の滅失世帯数が1,500以上に達した災害の場合、町内の滅失した世帯数が25以上のとき
- (3) 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県内で滅失世帯数が7,000以上に達した場合で、かつ町内の滅失世帯数が多数であるとき
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した場合等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯が滅失したとき
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき

3 被害の判定基準

滅失した世帯数の算定

住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし算定する。

- (1) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷した場合は、2世帯をもって滅失1世帯とする
- (2) 住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積で一時的に居住できない場合は、3世帯をもって滅失1世帯とする
- (3) 算式

滅失世帯数 = (全壊、全焼、流失) + (半壊、半焼) × 1 / 2 + (床上浸水等) × 1 / 3

1 5 指定収容避難所

番号	地区	施設名	所在地	面積(m ²)	収容人員
1	高島	高島小学校	大字高島3547	1,191	290
2		第一中学校	大字安久津700	1,504	370
3		高島町中央公民館	大字高島435	535	130
4		高島町営体育館	大字高島435	1,573	390
5		高島町武道館	大字高島430-1	627	150
6		高島町総合交流プラザ	大字高島906	2,060	510
7	二井宿	二井宿小学校	大字二井宿2750	1,000	250
8		二井宿地区公民館	大字二井宿2796	166	40
9	屋代	旧時沢小学校	大字時沢1256-1	822	200
10		屋代小学校	大字深沼30	1,003	250
11		第二中学校	大字深沼28-1	1,209	300
12		県立高島高等学校	大字一本柳2788	2,471	610
13		屋代地区公民館	大字竹森58-2	343	80
14	亀岡	亀岡小学校	大字亀岡2916	596	140
15		亀岡地区公民館	大字亀岡2843-2	246	60
16	和田	和田小学校	大字元和田1306	820	200
17		上和田交流館	大字上和田72-2	281	70
18		第三中学校	大字元和田650	1,249	310
19		和田地区公民館	大字元和田1315-10	282	70
20	糠野目	糠野目小学校	大字上平柳2070	1,199	290
21		第四中学校	大字福沢196	1,509	370
22		生涯学習館	福沢南9-2	527	130

5,210

○収容人員は、1人4㎡として計算

○学校施設は、体育館の面積、収容人員

16 臨時ヘリポート

施設名	施設所在地	管理者	広さ	備考
高島町陸上競技場	高島 1210	町長	100 m × 150 m (15,000 m ²)	
町立高島小学校グラウンド	高島 3547	町教育長	60 m × 100 m (6,000 m ²)	
町立第一中学校グラウンド	安久津 700	町教育長	100 m × 150 m (15,000 m ²)	
町立第二中学校グラウンド	深沼 28-1	町教育長	270 m × 130 m ÷ 2 (17,550 m ²)	
町立第三中学校グラウンド	元和田 650	町教育長	100 m × 50 m (5,000 m ²)	
町立糠野目小学校グラウンド	上平柳 2070	町教育長	100 m × 50 m (5,000 m ²)	

17 ヘリコプター場外離着陸場の設置について

ヘリコプターは、飛行場以降の場所において離着陸を行ってはならないよう規定されているが、一定の条件を満たした場所については、国土交通大臣の許可を得ることにより離着陸を行うことができる。しかし、地方公共団体の消防防災ヘリコプターが捜索活動、救助活動を行う場合は、国土交通大臣の許可を受けなくとも離着陸できるようになっている。

(1) 根拠法令

ア 航空法第79条（離着陸の場所）

イ 航空法第81条の2及び同施行規則第176条（捜索又は救助のための特例）

(2) 設置の手順（航空法第79条関係）

ア その土地の所有者又は管理者の承諾を受ける（土地使用承諾書）

イ 消防防災航空隊に次の事項を連絡する

- ・所在地（番地まで）
- ・正確な位置（地図1／5万）
- ・着陸帯、同周辺の見取図（大きさ、障害物、付近の不時着敵地等）

ウ 当該離着陸の場所を管轄区域とする航空事務所長に対し、「飛行場外離着陸許可申請書」を行う

(3) 安全対策等

ア 離着陸場の整備

- ・離着陸帯を表示する

直径約10mで、上空から確認し易いように石灰等で表示する。

- ・周辺の障害物を除去すること

離着陸帯周辺は、強い吹き下ろしの風が発生するため、周辺の飛散物（紙、ビニール、板等）は、撤去又は固定すること。

- ・散水

ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないように、できるだけ散水する。

- ・立入禁止の措置を講じること

危険防止のため、各出入口を閉鎖する。あるいは、場内にいる人を排除する等の立入禁止措置をとる。

- ・吹流しの設置、又は発煙筒の準備をすること

通常ヘリコプターは、機首をを風上の方向に向けて着陸するので、離着陸場においては、吹流し又は発煙筒を着陸地点から約40m～50m離れた位置に設置する。

イ 係員の配置

- ・安全員を配置すること

出入口等に安全員を配置して安全確保に努める。

- ・ヘリコプター誘導員を配置すること

進行方向を考慮し、着陸帯から20m～30m離れた風上側に誘導員を配置して誘導する。

- ・服装等に気をつけること

身の安全を確保するため、安全帽、防塵眼鏡及び、マスク等を装着する。

作業服のファスナー、ボタンを必ず閉め、風圧により飛散し易い物は、身に付けない。

ウ ヘリコプター着陸後の危険防止

- ・着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図をするまでは、絶対に近づかないこと

- ・ヘリコプターは、着陸してもローターは回転しているので、隊員の指示に従い行動すること

- ・アンテナを伸ばした携帯無線機、又は長い物を持ったまま、ヘリコプターに近づかないこと

- ・ヘリコプター後方のテールローターには、絶対に近づかないこと

1 8 防疫業務実施要綱

1 被災地の防疫業務の実施方法

区 分	実 施 方 法
検病疫学調査	主として保健師を中心として、聞き込み等により在宅患者の調査を行い、伝染病等を発見した場合は感染源等を調査する。
健康診断	消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。
防疫	被災地の家屋及びその他必要な場所の薬剤散布による消毒と防疫を行う。
そ族、昆虫の駆除	被災地域の蚊、はえ等を駆除するため、発生場所に対する薬品の散布及び必要に応じそ族の撲滅を図る。
予防接種	伝染病予防のため定期、臨時に予防接種を行う。ただし、臨時の場合は県に申請するものとする。

2 防疫実施班の基準

区 分	1 班の所要人員	備 考
検病疫学調査	医師、保健師、助手、その他 3 人	
健康診断	医師、保健師、助手、その他 3 人	
防疫	保健師、助手、その他 3 人	
そ族、昆虫の駆除	保健師、健康班員、その他 5 人	状況により関係機関の協力を得る
予防接種	医師、保健師、助手、その他 5 人	

3 携行資材

(1) 携行資材の種別

噴霧器、消毒薬剤（クレゾール、石灰、カルキ等）、そ昆虫駆除薬剤（クマリン系殺そ剤、スミチオン、DDVP、ダイアジノン、オルソ剤）

(2) 補給方法

医薬品は、医薬品等調達業者から伝票をもって購入するものとする。

19 町内病医院

医院名	所在地	電話番号	診療科目
公立高島病院	大字高島 386	52-1500	内、小、泌、外、整、 産、放、眼
相田医院	大字糠野目 1490-1	57-4025	内、精
金子医院	大字高島 1135-2	52-1100	内、小、皮、神
久保田整形外科医院	大字相森 63-1	52-2711	整
千葉医院	大字高島 1574-1	52-0565	内、外
まっはし内科胃腸科 クリニック	大字高島 276-8	51-0630	胃、内
高島内科クリニック	大字福沢 163-1	57-4350	内
かすかわ医院	大字高島 526-3	52-4288	外、内、肛
石井ファミリークリ ニック	大字相森 57-13	51-1225	小、アレルギー
いからし内科クリニ ック	福沢南 11-4	57-5777	内、胃、消

20 上下水道施設

上水道水源地施設

施設名	所在地	水源種別	配水方法	取水量(m ³ /日)
第1水源地	大字安久津 字小湯在家 894-43	地下水	自然流水	2,700
第2水源地	大字安久津 字加茂川原 2247-7	地下水	自然流水	1,261
置賜広域水道用水		水窪ダム 綱木川ダム		6,950
和田第1水源地	大字下和田 字割田 1980 -1	地下水	自然流水	0
和田第2水源地	大字下和田 字八幡堂前 2296-4	地下水	自然流水	410
合計				11,321

飲料水供給施設

施設名	所在地	水源種別	配水方法	取水量(m ³ /日)
金原新田水源地	大字金原字 大平 1567-3	地下水	自然流水	24.5

農業集落排水処理施設

地区名	所在地	処理集落	処理戸数	汚水量(m ³ /日)
中和田地区	大字下和田 3270-2	両組、中和 田東部・西 部、下和田 12の各一 部	116	186.3
竹森時沢地区	大字竹森 4564-3	大笹生、日 向、野手倉、 時沢	167	226.8

2.1 給水車台数

所 管	給水車	可搬式給水タンク
高 畠 町		1 m ³ × 1、積載用トラック× 1
米 沢 市	2 m ³ × 1	1 m ³ × 4、積載用トラック× 2
南 陽 市		1 m ³ × 1、積載用トラック× 1
川 西 町		1 m ³ × 1、積載用トラック× 1
長 井 市		1 m ³ × 1、2 m ³ × 1
飯 豊 町		0.9 m ³ × 1
白 鷹 町	1.5 m ³ × 1	
小 国 町	2 m ³ × 1	

2.2 ごみ処理施設等

施 設 名	所 在 地	敷地面積	型 式	処理能力
千代田クリーンセンター (置賜広域行政事務組合)	高 畠 町 大 字 夏 茂 2933	30,076 m ²	焼却	255t/24h
リサイクルプラザ		5,000 m ²	不燃物 資源化	21t/24h 13.5t/24h
千代田クリーンセンター 浅川最終処分場	米 沢 市 大 字 浅 川 1908	50,300 m ²	埋立	234,100m ³

2.3 し尿処理施設等

施 設 名	所 在 地	敷地面積	型 式	処理能力
南陽クリーンセンター (置賜広域行政事務組合)	南 陽 市 露 橋 620	14,710 m ²	高負荷脱 窒素処理 方式	85kl/24h

2.4 火葬場の基数

施 設 名	所 在 地	基 数	所 管	備 考
高畠町斎場	高畠町大字高畠 1193	2	住民生活課	

25 報道機関

支 局 名	住 所	電 話
朝日新聞米沢通信局	米沢市桜木町 1-36	23-3112
河北新報社米沢支局	米沢市松が岬 2 丁目 6-29	22-3213
毎日新聞米沢通信部	米沢市中央 4 丁目 8-43-B-101	21-7560
読売新聞米沢支局	米沢市金池 2 丁目 1-27	23-3313
山形新聞置賜総支社	米沢市丸の内 1 丁目 1-11	23-3222
米沢新聞社(株)	米沢市門東町 3 丁目 3-7	22-4411
米沢日報－置賜日報社(株)	米沢市城北 1 丁目 3-18	22-7250
置賜タイムス(有)	南陽市池黒 1520-41	45-3311
NHK 米沢通信部	米沢市金池 5 丁目 6-107-201	22-4225
山形放送(株)米沢支社	米沢市丸の内 1 丁目 1-11	22-3377
山形テレビ(株)置賜支社	米沢市門東町 3 丁目 3-1	23-9060
さくらんぼテレビジョン (株)置賜支局	南陽市池黒 1305-15	59-4221
(株)ニューメディア	米沢市春日町 4 丁目 2-75	24-2525
おきたまラジオコミュニ テイ	米沢市中央 1 丁目 9-20	37-0388

26 災害拠点病院

基幹災害医療センター

- 山形県立中央病院

地域災害医療センター

- 山形市立病院済生館
- 済生会山形済生病院
- 山形県立新庄病院
- 山形県立日本海病院
- 鶴岡市立荘内病院
- 公立置賜総合病院

※ 山形県で指定している災害拠点病院です。

27 置賜地区の救急医療体制

	初期救急医療機関		二次救急医療機関	三次救急医療機関
	休日	夜間		
米沢市	米沢市休日急病診療所 (すこやかセンター内) TEL 22-9922 AM9:00~PM5:00 (日・祝祭日・年末年始)	「 か か り つ け 医 」 又 は 病 院	病院群輪番制(救急病院) 米沢市立病院 22-2450 (財)三友堂病院 24-3700 (医)舟山病院 23-4435	公立置賜総合病院 救命救急センター 46-5800
高畠町	南陽東置賜休日診療所 (南陽市東置賜郡医師会 内)		(救急病院) 公立高畠病院 52-1500	
南陽市	TEL 40-3456 AM9:00~PM5:00 (日・祝祭日・年末年始)		(救急病院) 公立置賜総合病院 46-5000	
川西町	(ただし元旦を除く)			
長井市	長井西置賜休日診療所 (長井市保健センター内)		(救急病院) 小国町立病院 61-1111	
飯豊町	TEL 84-5799 AM8:30~PM4:30 (日曜日・祝祭日)		(救急病院) 白鷹町立病院 85-2155	
小国町				
白鷹町				

○平日はかかりつけ医を中心に、症状にあわせて適切な医療機関を受診してください

(注意)

初期救急医療機関

外来によって急病患者に対する診療を受け持ちます。主に、診療所がこれにあたります。

二次救急医療機関

入院治療を要する重症患者の診療を行います。主に、救急病院が担当します。

三次救急医療機関

二次救急での対応が困難で、より高度で専門的な治療を要する重篤の急病患者の診療を行います。救命救急センターが担当します。

28 町の広域応援要請に関する協定

現在、町では、災害時の救援活動や復旧活動が迅速に実施するため、他の自治体や機関等との間に協定や覚書を締結し、災害発生時に対処する。

(1) 消防相互応援協定書

締結年月日 昭和44年1月1日

締結機関 高畠町、宮城県刈田郡七ヶ宿町

概要 火災又は非常災害の場合、相互に応援を行う。

(2) 山形県広域消防相互応援協定書

締結年月日 昭和53年3月10日

締結機関 県内市町村及び消防に関する一部事務組合

概要 県内で大規模な災害が発生した場合に、相互に応援を行う。

(3) 山形県消防広域応援隊に関する覚書

締結年月日 平成7年11月14日

締結機関 県内各消防本部

概要 県内で災害が発生した場合、消防隊、救急隊等を派遣し、必要な資機材を提供する。

(4) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

締結年月日 平成7年11月20日

締結機関 県内全市町村

概要 県内で災害が発生した場合には、被災地以外の市町村が自発的に、情報の提供、物資・資機材の提供、車両や職員の応援を行う。

(5) 山形県高畠町と群馬県みどり市との災害時における相互応援協定書

締結年月日 平成18年3月27日（平成8年8月15日から継続）

締結機関 高畠町、群馬県みどり市（旧新田郡笠懸町）

概要 災害が発生した場合、物資・資機材の提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋並びに被災者の一時受け入れを行う。

(6) 高畠町と墨田区との防災相互援助協定書

締結年月日 平成8年10月14日

締結機関 高畠町、東京都墨田区

概要 災害が発生した場合、物資・資機材、収容施設の提供並びに職員の派遣を行う。

(7) 消防相互応援協定書

締結年月日 平成8年11月11日

締結機関 高畠町、仙南地域広域行政事務組合

概要 管轄する境界及びその周辺で災害が発生した場合、消防隊、救急隊等を派遣し、相互に応援を行う。

(8) 消防相互応援協定書

締結年月日 平成8年12月2日

締結機関 高畠町、福島県福島市

概要 管轄区域内で火災等の災害が発生した場合、消防隊、救急隊等を派遣し、必要な人員及び資機材を提供する。

(9) 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

締結年月日 平成9年1月16日

締結機関 福島県北部・宮城県南部・置賜地域の11市30町3村（計44市町村）

- ・福島地方広域行政地域（福島市はじめ2市13町2村）
- ・仙南地域広域行政地域（白石市はじめ2市7町）
- ・相馬地方広域行政地域（相馬市はじめ2市3町1村）
- ・亘理・名取広域行政地域（名取市はじめ2市2町）
- ・置賜広域行政地域（置賜地域3市5町）

概要 災害対策基本法（昭和36年法223号）第67条第1項の規定に基づき、被災した市町村に対し、物資、資機材の提供、職員の派遣等を相互に行う。

(10) 災害時における高畠町内郵便局と高畠町との協力に関する覚書

締結年月日 平成9年9月1日

締結機関 高畠町、高畠町内郵便局

概要 災害が発生した場合、町長は高畠郵便局長に対し、臨時郵便箱の設置、災害情報の提供等を要請する。

(11) 災害時における建設用機械等の協力に関する覚書

締結年月日 平成15年8月1日

締結機関 高畠町、置賜土木事業共同企業体

概要 災害が発生した場合、置賜土木事業共同企業体の協力を要請し、災害を軽減する。

(12) 災害時における物資供給に関する協定書

締結年月日 平成19年7月10日

締結機関 高畠町、NPO法人コメリ災害対策センター

概要 災害が発生した場合、必要な物資の調達を要請し、迅速かつ円滑に被災地に供給する。

(13) 災害時の協力に関する協定書

締結年月日 平成20年3月19日

締結機関 高畠町、東北電力株式会社米沢営業所

概要 災害が発生した場合、情報を相互に提供するとともに、大規模な停電時等の迅速な復旧に努める。

28-1 消防相互応援協定書

第1条 消防組織法第21条の基づき、高畠町と七ヶ宿町（以下協定町という）との消防相互応援は本協定の定めるところによる。

第2条 本協定は火災又は非常災害に際し、協定町相互の消防力を活用して災害地における被害を最小限度に防禦するをもって目的とする。

第3条 協定町は、火災防禦のために次に掲げる方法により応援隊を派遣する。

- (1) 消防機関が何等かの情報により火災の発生を認知した場合は応援隊を派遣する。
- (2) 協定町より要請があった場合はその要請隊数を派遣する。
- (3) 応援側の消防長又は消防団長が必要と認める場合はその必要隊数を派遣する。

第4条 水災その他の災害に際しては、要請のあった場合又は応援側の認定により相互に応援する。

第5条 応援隊の指揮は次に掲げる方法による。

- (1) 災害地には消防本部を設け受援地の消防長又は消防団長が総指揮者となる。
- (2) 指揮は応援隊の長に対して行う。
- (3) 総指揮者は所在を明示するに足る標識旗又は燈火かちょうちんを掲げる。
- (4) 本部には貯水池、消火栓、道路、主要官公庁建物危険地帯（危険物製造所、貯蔵所等）を明示した図面を備える。
- (5) 本部には所要の伝令をおき消防機関に対する命令を伝達せしめる。伝令は別記様式の腕章を付す。
- (6) 総指揮者は幹線道路主要カ所に誘導係を配置し応援隊を誘導する。誘導係は腕章を附し、昼間は赤旗、夜間は赤色ちょうちん又は燈火をもって明示する。
- (7) 応援隊が災害現場に到着したときは速やかに本部に連絡員を派遣し、機械器具の種別員数等を報告し必要な打合せをする。
- (8) 災害現場に出動した消防機関は総指揮者の命がなければ退去することはできない。

第6条 協定町の長若しくは消防長は本協定に基づき随時訓練を行うことができる。

第7条 本協定に基づき応援に要した経費は原則として応援町の負担とする。

第8条 本協定に規定した事項以外のものが必要あるときはその都度協定町の長が協議の上決定する。

第9条 本協定は、協定町の長が協議の上でなければ改廃又は変更することはできない。

第10条 本協定は、昭和44年1月1日から施行する。

消防組織法第21条の規定に基づき消防相互応援について右のとおり協定を証するため、本書式通を作成し双方記名（町長）捺印の上各壺通を所有するものとする。

昭和44年1月1日

宮城県刈田郡七ヶ宿町長 富澤 直道

山形県東置賜郡高畠町長 新野 廣吉

28-2 山形県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村」という。)は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他の必要な人員、機器資材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地在市町村長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地在市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の概況及び応援を要請する事由

(2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数

(3) 活動内容及び集結地

(4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名

(5) その他必要事項

(応援隊等)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ自動車1台)とする。ただし、火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。

(2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建設及び危険地帯(危険物製造所、同貯蔵所等)を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

(1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資機材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり捕食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。

(2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。

(3) 応援隊員が応援業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4) 応援出動手当は、応援を行った市町村長等の負担とする。

(5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者 市町村長等 氏名

(連 署)

28-3 山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」(以下、「広域応援隊」という。)を編成する。

(広域応援隊の編成)

第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。

2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防会会長・福会長消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)があたる。

3 各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

(情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

(訓練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

(調整会議)

第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整連絡会議等を開催する。

2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。

(1) 代表幹事 山形県消防長会会長消防本部

(2) 幹事 同副会長消防本部

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書を確実に期するため、山形県生活福祉部長を立会人として覚書を締結し、本書16通を作成し、それぞれ記名のうえ、各1通を保有する。

平成7年11月14日

協定者 各消防長 氏名

(連 署)

28-4 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協定者 市町村長 氏名

(連 署)

28-5 山形県高島町と群馬県みどり市との

災害時における相互応援協定書

山形県高島町（以下「甲」という。）と群馬県みどり市（以下「乙」という。）とは、非常災害発生時における相互の応援協力について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に基づく応急措置に関し、この協定の定めるところにより相互に応援協力を行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供
- （2）応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （3）ボランティアの斡旋
- （4）被災者の一時受け入れ
- （5）前各号に定めるもののほか、甲又は乙が特に必要と認めて要請する事項

（応援の手続）

第3条 応援を要請する側は、次の事項を明らかにし、電話又はファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）物資等の品名、数量等
- （3）職種別派遣人員
- （4）応援の場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）その他

（応援に要した経費の負担）

第4条 応援に要した経費（輸送費を含む。）は、要請側が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

（災害補償）

第5条 第2条第2号の規定により派遣され応援活動に従事した職員に係わる公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 前項の職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援を要請した甲又は乙への往復途中に生じたものを除き、要請した側がその賠償の責を負うものとする。

(連絡窓口等)

第6条 相互応援に関する連絡担当窓口を甲乙総務課庶務係と定め、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、平常時においてもこの協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じた情報交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定は、平成18年3月27日から効力を発生する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成18年3月27日

山形県東置賜郡

甲

高畠町長 渡部 章

群馬県みどり市

乙

みどり市長職務執行者 近藤 昭次

28-6 高島町と墨田区との防災相互援助協定書

高島町（以下「甲」という。）と墨田区（以下「乙」という。）とは、非常災害発生時における相互の援助協力について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく防災業務に関し、この協定の定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

（災害応急対策用物資及び資器材の供給援助）

第2条 甲及び乙は、双方のいずれかに非常災害が発生した場合において、災害応急対策用物資及び資器材（以下「物資等」という。）が不足した場合、地方に供給援助を要請することができるものとする。

2 前項の規定により物資等の援助要請を受けた側は、別に定める要請内容にしたがって物資等を調達し、他方に可能な限り、これを供給するものとする。

3 前項の規定により供給する物資等は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) 医療品等

（職員の派遣）

第3条 甲及び乙は、災害応急対策等の実施に必要な職員の派遣を要請することができるものとする。

（収容施設の提供）

第4条 甲及び乙は、被災者の収容施設を確保する必要性が生じた場合において、自己の施設のみでの収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設の提供について要請することができるものとする。

（応援の手続き）

第5条 応援を要請する側は、次の事項を明らかにし、電話又はファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の品名、数量等
- (3) 職種別派遣人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他

(援助に要した経費の負担)

第6条 援助に要した経費(輸送費を含む。)は、要請側が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定は、平成8年10月14日から効力を発生する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成8年10月14日

甲 山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地
高畠町
代表者 高畠町長 高 梨 吉 正

乙 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区
代表者 墨田区長 奥 山 澄 雄

28-7 消防相互応援協定書

(協定の根拠)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、宮城県仙南地域広域行政事務組合（以下「甲」という。）と山形県高畠町（以下「乙」という。）との消防に関する相互応援は、この協定に定めるところによる。

(協定の目的)

第2条 この協定の目的は、甲、乙の管轄する境界及びその周辺に第4条に規定した消防活動を必要とする災害が発生した場合、相互に消防力を活用し、消防組織法（昭和22年法律226号）第1条、消防法（昭和23年法律第186号）第1条に定める災害に対し、その任務並びに目的を達成するにある。

(応援の適用)

第3条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）発動以前の事態に適用するものとする。

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) 救急傷病者搬送のための救急隊の派遣
- (3) その他の災害に対し必要と認めた事項

(応援の方法)

第5条 火災・救急等事案の発生の場合は、これら防ぎよ鎮圧のため、協定者は次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。ただし、応援の要請を受けた場合、応援側に火災・救急事故等の災害が発生し、出動中にあるときは応援しないことができる。

- (1) 相互境界に近接した地区に火災・救急等を自ら覚知し、又は、一般民よりの通報に接した場合は、原則として1隊、ただし、火災・救急等の拡大及びその危険度を判断し、応援側の消防長が必要と認めた場合は、その必要隊数
- (2) 要請があったときは、その要請隊数
- (3) 水災、その他災害に際しては、要請のあった場合又は応援側の判断により相互に応援するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 受援地の現地最高指揮者が指揮するものとする。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行う。ただし、緊急を要する場合は、隊員に直接命令することができる。

(報告)

第7条 応援隊の長は、現地到着、引き揚げ消防活動等の状況を、受援地の現地最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出場手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 受援側において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に規定した以外で必要であると認めた事項は、その都度甲、乙協議のうえ決定する。

(適用)

第10条 この協定は平成8年11月11日から適用する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおの1通を保有するものとする。

平成8年11月11日

宮城県柴田郡大河原町字新青川1番地の1

甲 仙南地域広域行政事務組合

理事長 川井 貞一

山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地

乙 山形県高畠町

高畠町長 高梨 吉正

28-8 消防相互応援協定書

(協定の根拠)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項に基づき、福島県福島市（以下「甲」という。）と山形県東置賜郡高畠町（以下「乙」という。）との間の消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(協定の目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは大規模又は特殊災害及び突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別及び方法)

第4条 この協定による応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

イ 火災出動

甲乙の管轄区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側の消防署から1隊出動するものとする。

ロ 救急出動

甲乙の管轄区域内に発生した救急事故を受報又は覚知した場合は、応援側の消防署から1隊出動するものとする。

(2) 特別応援

甲乙は乙の管轄区域内に大規模火災、特種火災又は大震災等集団災害が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

(特別応援の方法)

第5条 前条第2号の場合の応援要請を受けたときは応援側の最高指揮者が応援隊数を決定し、応援隊を出動させるものとする。

2 前項の要請は、電話又は無線（全国共通波）で行い次の事項を明示するものとする。

- (1) 火災等災害の種別、場所及びその概要
- (2) 必要な人員及び機材等
- (3) 応援隊の参集場所

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた側は、当該管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援要請を受けた側は、応援隊を派遣したとき出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援側に通報し、派遣できないときはその旨遅滞なく受援側に通報するものとする。

(指揮)

第7条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 応援出動隊は災害発生地を管轄する最高指揮者の指揮に従うものとする。
- (2) 指揮は応援出動隊の長に対し行うものとする。
- (3) 前号の場合において、緊急を要する場合には、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第8条 応援出動隊の長は、すべて現場の被応援側最高指揮者に報告するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づき応援に要した経常的経費は、応援側の負担とする。但し、特に必要な事項が生じた場合はその都度甲乙協議することができる。

(情報の交換)

第10条 甲乙は、この協定の適正な運用を期するため必要な各種消防情報を相互に交換するものとする。

(その他防災協定等との関係)

第11条 この相互応援協定のほか別途協定している応援協定等特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めない事項及び協定の実施に関し必要な事項は甲乙協議して決定するものとする。

(準 用)

第13条 水災、その他特殊災害については、この協定を準用するものとする。

(改 廃)

第14条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成8年12月2日

福島県福島市五老内町3番1号

甲 福島県福島市
福島市長 吉田 修一

山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地

乙 山形県東置賜郡高畠町
高畠町長 高梨 吉正

28-9 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

(広域圏連絡調整市町村)

第2条 応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏間並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

(連絡責任者)

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡会議)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定等との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書44通作成し、5広域圏構成44市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年1月16日

協定者 市町村長 氏名

(連 署)

28-10 災害時における高島町内郵便局と

高島町との協力に関する覚書

高島町内の6郵便局（以下「甲」という。）と高島町（以下「乙」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、高島町内に発生した、地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書について、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、高島町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

（1）甲が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

（2）甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、高島町内に災害が発生し、次の事項についても必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

（2）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（3）前2号以外の事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

(職員の派遣)

第5条 甲は、高畠町災害対策本部事務局の連絡調整会議に職員を派遣することができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、高畠町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては高畠町内郵便局長(別紙の6郵便局長)、乙においては高畠町役場総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 高畠町内郵便局代表

高畠郵便局長 星 憲 三

乙 高畠町

高畠町長 高 梨 吉 正

28-11 災害時における建設用機械等の協力に関する覚書

高畠町（以下「甲」という。）と置賜土木事業共同企業体（以下「乙」という。）は災害時における建設用機械等の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、高畠町内に発生した、地震・火災・風水害等あらゆる災害の発生時において、甲が乙の協力を得て災害の軽減を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は高畠町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、互いに協力し、災害の軽減を効果的に実施するよう努めるものとする。

- （1）甲は災害時において、乙に要請する必要な建設用機械及び資機材
- （2）乙は災害時において、甲から要請があった建設用機械及び資機材

（災害時の連絡体制）

第3条 甲は災害時において、協力要請の必要が生じた場合は、乙に連絡するものとし、乙は、速やかに対応し協力するものとする。

- （1）甲の連絡先は、高畠町総務課又は高畠町消防本部とする。
- （2）乙の連絡先は、代表の大浦工業株式会社とする。

（経費の負担）

第4条 経費の負担については、関係者と協議の上、甲が乙に支払うものとする。

（防災訓練等への参加）

第5条 乙は、高畠町及び各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の協力体制の確立に努めるものとする。

(協議)

第6条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた場合又はこの覚書で対応が出来ない事態が生じた場合は、両者の協議により決定するものとする。

附 則

この覚書は、平成15年8月1日から適用する。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成15年8月1日

甲 高 畠 町

高畠町長 渡 部 章

乙 置賜土木共同企業体

代表 大浦工業株式会社

取締役社長 大 浦 英 祐

28-12 災害時における物資供給に関する協定書

高畠町（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認められるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年 7月10日

甲 山形県東置賜郡高畠町大字高畠436番地

高畠町長 寒 河 江 信

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 棒 賢 一

28-13 災害時の協力に関する協定書

高畠町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社米沢営業所（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、高畠町内に災害が発生した場合は、第3条から第5条について相互に協力をするものとする。

（災害情報の提供）

第3条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 なだれや土砂災害等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたす場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等が確保できない場合、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（町災害対策本部への社員の派遣）

第6条 震度6弱以上の大規模地震および台風等による大規模な災害が発生、または発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は甲からの要請を待つことなく、甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

(復旧順位)

第7条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は医療機関（公立高畠病院）、町役場、消防署等の拠点施設への電力設備の復旧を優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車の使用については乙の判断によるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。なお、期限満了日の1月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、本協定書はさらに1年延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

平成20年3月19日

甲 東置賜郡高畠町大字高畠436番地

高畠町長 寒河江 信

乙 米沢市門東町三丁目2番40号

東北電力株式会社

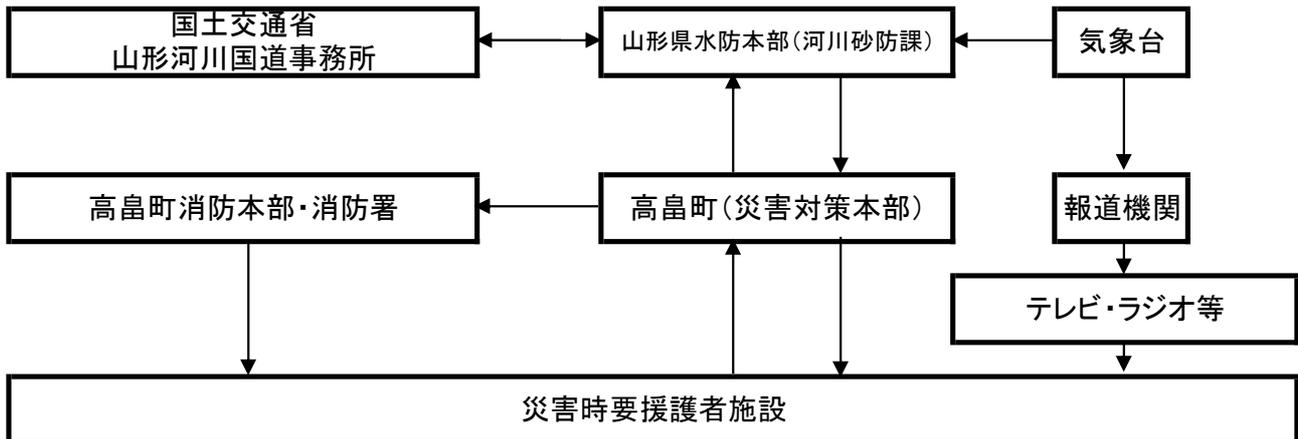
米沢営業所長 伊藤吉里

29 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

情報の伝達方法

- ・高島町は洪水予報等（洪水予報又は避難判断水位到達情報）の通知を受けたときは、浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮をようする者が利用する施設に警戒・避難を呼びかけます。

情報の伝達経路



- ・水防法第15条に基づく、浸水区域内の迅速な避難確保をする必要があると認められる名称及び所在地

種類	施設名	所在地		電話番号	連絡方法	連絡担当者
デイサービス	ひまわり	999-2178	大字上平柳2167	57-5311	電話	管理者
デイサービス	まほろば荘	999-2174	大字福沢677-1	57-3955	電話	管理者
特別養護老人ホーム	まほろば荘	999-2174	大字福沢705-1	57-5000	電話	管理者
グループホーム	コロニー希望ヶ丘第5ホーム	999-2173	大字山崎261-8	57-3800	電話	管理者又は援助者
グループホーム	コロニー希望ヶ丘第6ホーム	992-0331	大字三条目16-2	52-3081	電話	管理者又は援助者
ケアセンター	高島ふれあいケアセンター	992-0351	大字高島454-4	51-1055	電話	管理者
デイサービス	いきいきデイサービス	992-0351	大字高島454-4	52-4409	電話	管理者
障害者作業所	太陽の家	992-0351	大字高島455-7	52-0558	電話	管理者
障害者作業所	ゆにぷろ	992-0342	大字竹森506-1	52-5679	電話	管理者